

第5章

保健衛生課 事業概要

第1節 感染症対策

1 感染症法に基づく基本指針等の体系

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

[平成10年10月2日法律第114号]

[最終改正:平成26年11月21日法律第115号]

【基本指針 ※1】

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針

[平成11年4月1日厚生省告示第115号]

[最終改正:平成29年3月10日厚生労働省告示第69号]

【予防計画 ※2】

感染症の予防のための施策の実施に関する計画

青森県感染症予防計画

(個別実施計画)

青森県結核対策推進計画

【特定感染症予防指針 ※3】

インフルエンザに関する特定感染症予防指針

性感染症に関する特定感染症予防指針

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針

結核に関する特定感染症予防指針

麻しんに関する特定感染症予防指針

風しんに関する特定感染症予防指針

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針

上記計画に加え、具体的対応について、予防指針等を踏まえ個別実施計画、要綱、ガイドライン、マニュアル等を策定

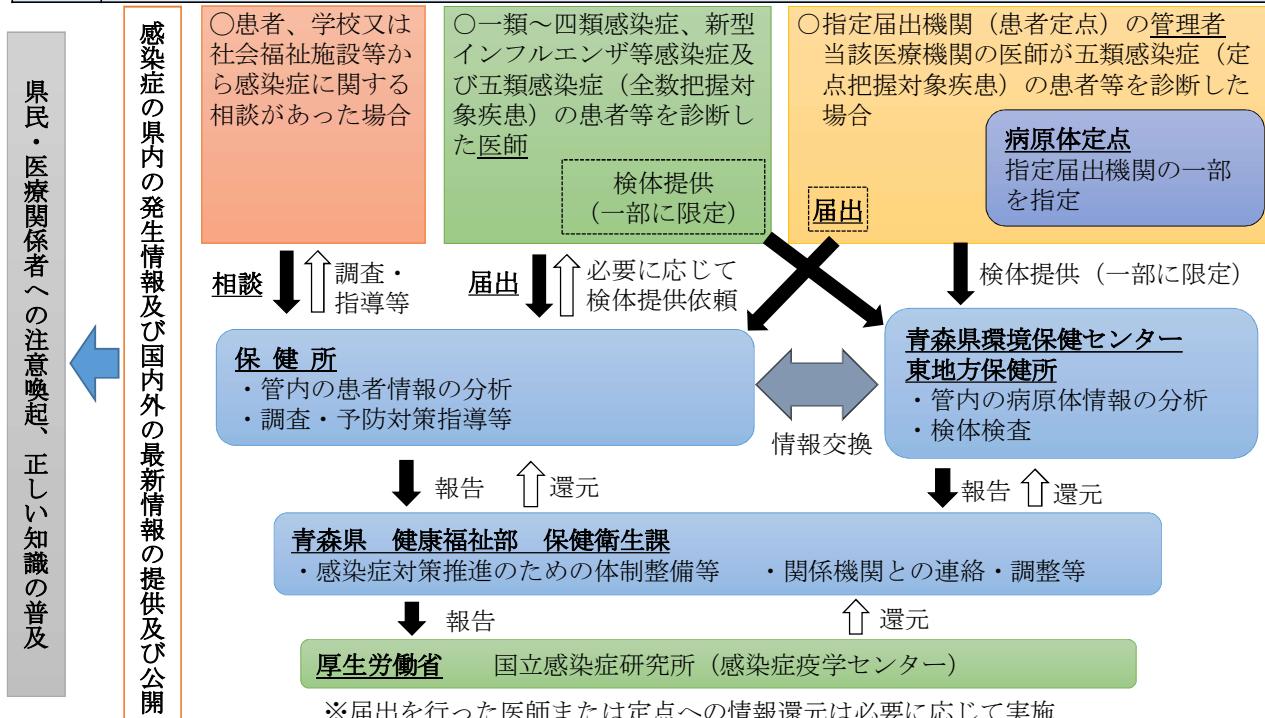
※1 感染症法第9条の規定に基づき厚生労働大臣が策定

※2 感染症法第10条の規定に基づき基本指針に則して都道府県が策定

※3 感染症法第11条の規定に基づき厚生労働大臣が策定

2 感染症情報の収集・分析・提供・公開及び感染症の調査・指導等

目的	・感染症の発生を予防し、そのまん延を防止
施策	・感染症発生動向の把握と公表 ・感染症発生時の適切な措置（調査、予防対策指導、健康診断、就業制限、入院等適切な医療提供）

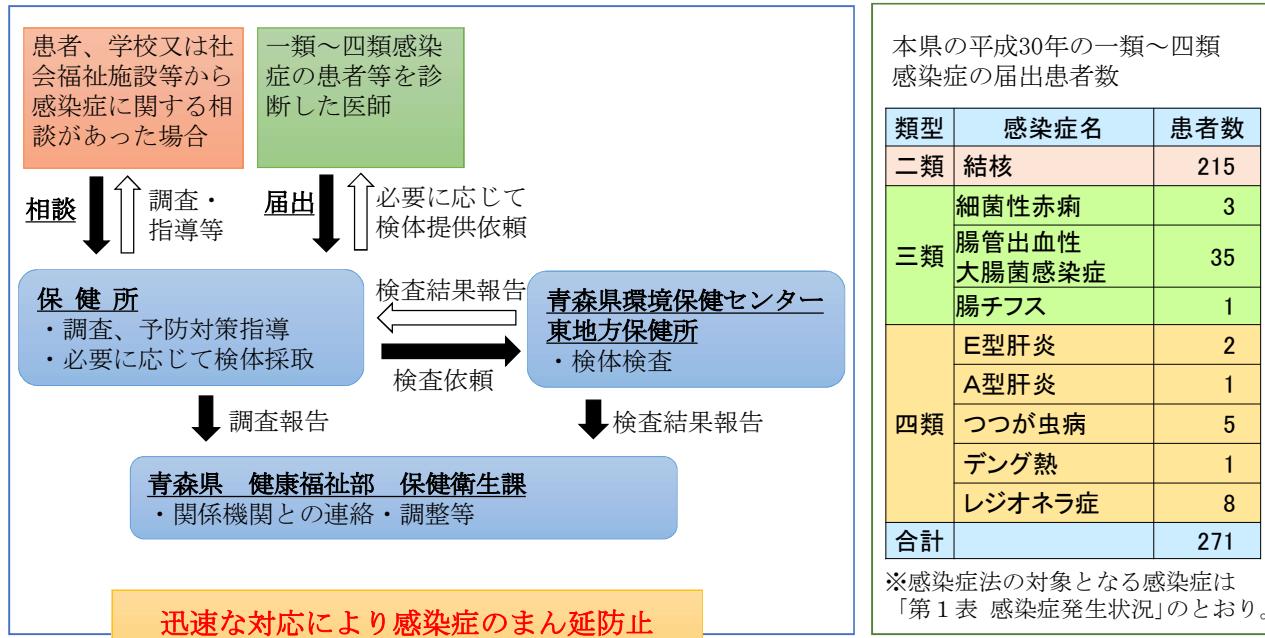


※届出を行った医師または定点への情報還元は必要に応じて実施

3 一類～四類感染症

一類～四類感染症の患者等を診断した医師は、直ちに保健所に届出を行うこととされており、届出を受けた保健所は、感染症の発生を予防し又は感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするために調査等を行っている。

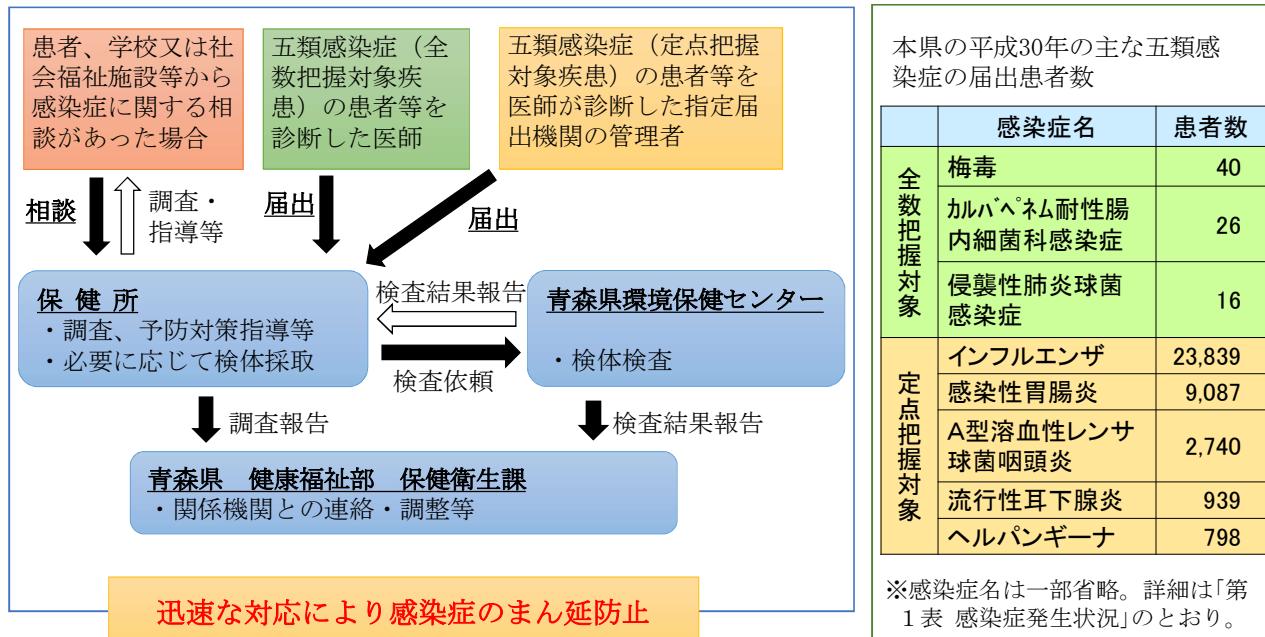
また、患者、学校又は社会福祉施設等から相談があった場合も必要に応じて調査等を行っている。



4 五類感染症

五類感染症（全数把握対象疾患）の患者等を診断した医師は、7日以内に（一部は直ちに）保健所に届出を行うこととされている。また、五類感染症（定点把握対象疾患）の患者等を診断した指定届出機関の医師は、次の月曜日までに保健所に届出を行うこととされている。

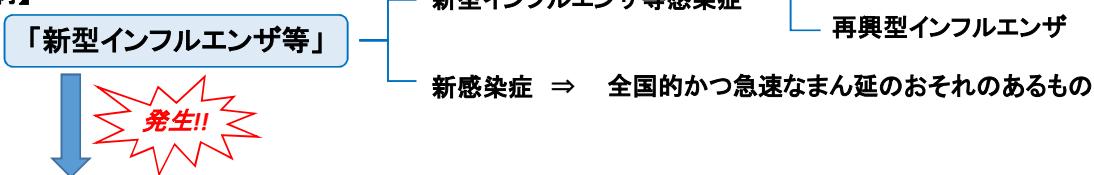
①届出を受けた、又は②患者、学校又は社会福祉施設等から相談があった場合で集団発生している場合等に保健所は、感染症の発生を予防し又は感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするために調査等を行っている。



5 新型インフルエンザ等対策

- 【根拠】**
- ◆新型インフルエンザ等対策特別措置法
 - ◆感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

【対象疾病】



【目的】 対策を講じることにより…

- ◆国民の生命・健康を保護すること
- ◆国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすること

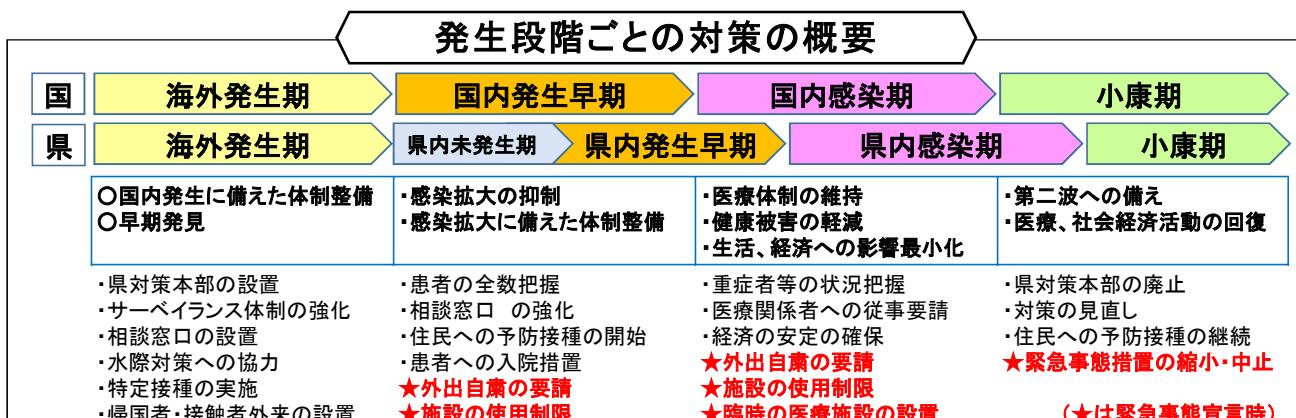
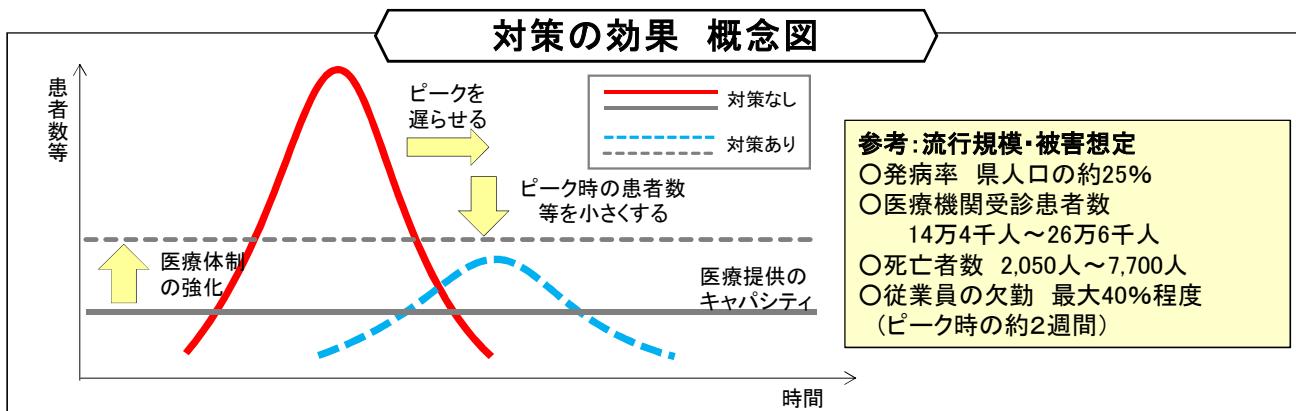
【対策の概要】

- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体の行動計画の作成 ・物資、資材の備蓄等 ・指定(地方)公共機関(医療、電気、ガス、運輸等)の指定及び業務計画の作成 ・国、都道府県対策本部の設置 ・発生時における特定接種の実施等 | さらに
緊急事態宣言
発令時には… | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村対策本部の設置 ・外出自粛要請、催物等の制限の要請等 ・住民に対する予防接種の実施 ・医療提供体制の確保(臨時医療施設等) ・特定物質の売渡しの要請・収用等 |
|--|--|--|

【本県におけるこれまでの主な取組と実績】

- ①**新型インフルエンザ等対策の体制整備**
 - ・「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」の作成(H25.11)
- ②**マニュアル等の整備**
 - ・対策マニュアル【医療提供版】の作成(H26.10)
 - ・対策マニュアル【社会対応版】の作成(H27.2)
 - ・対策マニュアル【各部局】の作成(H26～H27)
- ③**抗インフルエンザウイルス薬の備蓄**
 - ・国が示す備蓄目標量(タミフル(カプセル)139,400人分、タミフル(ドライシロップ)34,800人分、リレンザ57,900人分、イナビル4,100人分、ラピアクタ12,400人分)を達成(H18～H30)
- ④**訓練の実施**
 - ・連絡訓練(H25,H26,H27,H28,H29,H30)
 - ・机上訓練(H25,H27)
 - ・実動訓練(H26,H27,H28)
 - ・保健所主体の実動訓練(H29東地方保健所,H30三戸地方保健所)
- ⑤**市町村への行動計画作成支援**
 - ・40市町村中40市町村で行動計画完成(H28末現在)
- ⑥**指定地方公共機関への業務計画作成支援**
 - ・20機関中20機関で業務計画完成(H27末現在)

参考 「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」の概要



6 結核対策

【青森県結核対策推進計画(平成30年3月変更)における大目標】

2020年(令和2年)までに結核罹患率(人口10万対)を10.0以下とする。

【現状と課題】

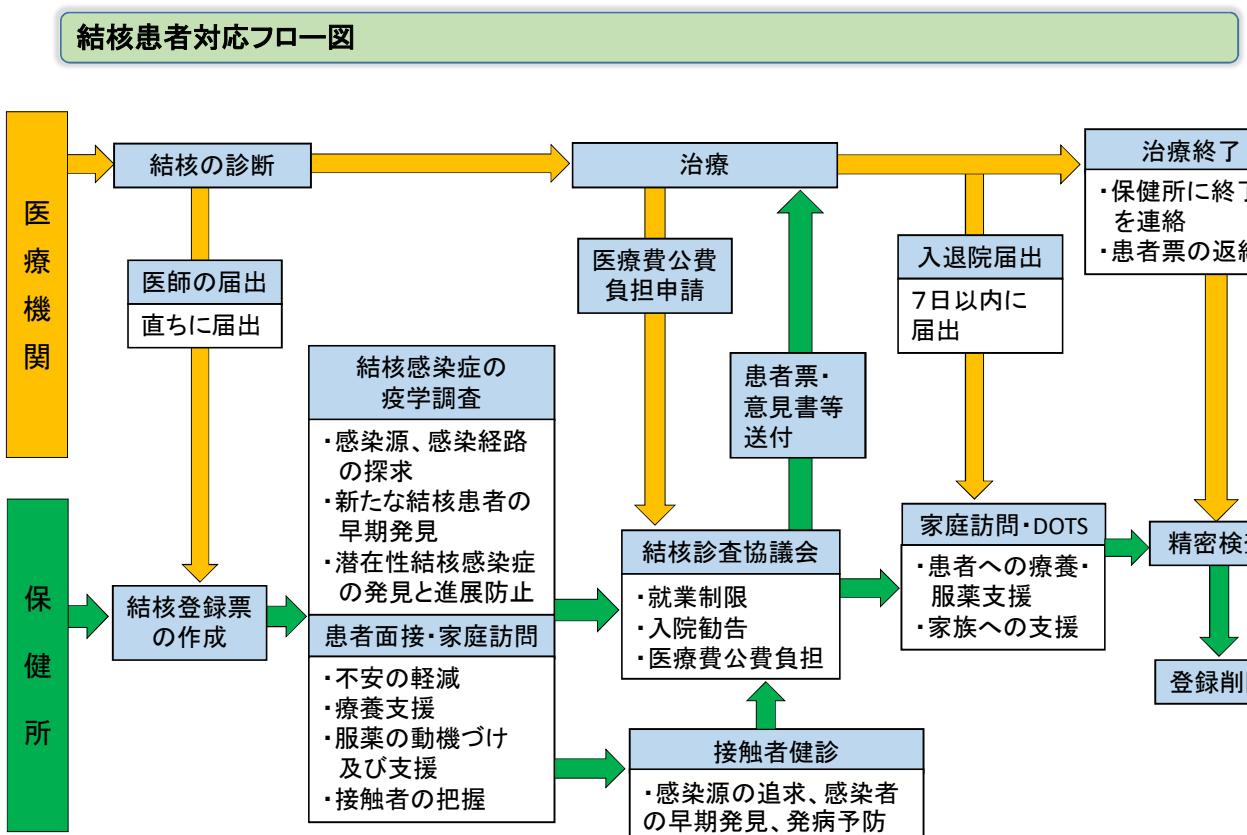
- ・罹患率は全国よりも低いが、近年は横ばい傾向である。
- ・北海道・東北地方の中では最も高い罹患率である。
- ・高齢者ほど罹患率が高く、発見の遅れが目立っている。

【施策(取組)】

○正しい知識の普及啓発、健診の受診勧奨	○研修会の開催
○結核患者への服薬支援	○接触者健診の実施
○予防接種の接種勧奨	○人材育成(結核研究所研修への職員派遣)

【期待される効果】

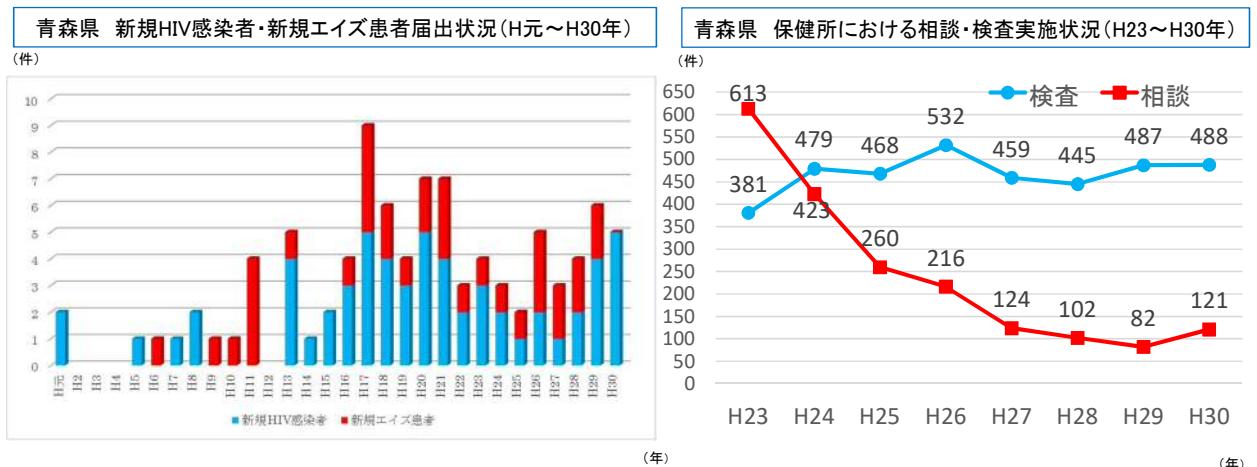
●患者の早期発見・早期受診	●適正医療の普及
●治療の完遂、多剤耐性結核菌の予防	●結核のまん延防止
●重症化の予防	●服薬支援者の養成、資質向上

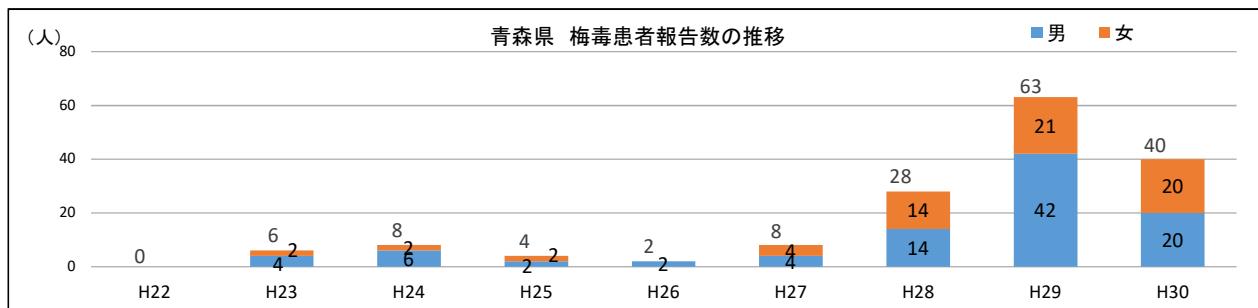


7 エイズ・性感染症対策

(1) 現状と課題

- ◆本県におけるHIV感染者及びエイズ患者は、平成元年以降、ほぼ毎年届出があり、全国と比較して20代～30代の若年層の割合が高い。
- ◆感染経路としては、全国と比較して男性間で性的接触を行う者（MSM）の割合が高い。
- ◆HIV感染者は早期治療により、エイズ発症を予防できるが、本県では、医療機関受診の時点でエイズを発症している患者が多い。
- ◆保健所における相談及び無料・匿名検査件数は減少傾向にあり、保健所での検査によるHIV感染・エイズの発見は少ない状況である。
- ◆性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、梅毒）の中で、特に梅毒患者が平成28年後半から急増している。





(2) 事業内容

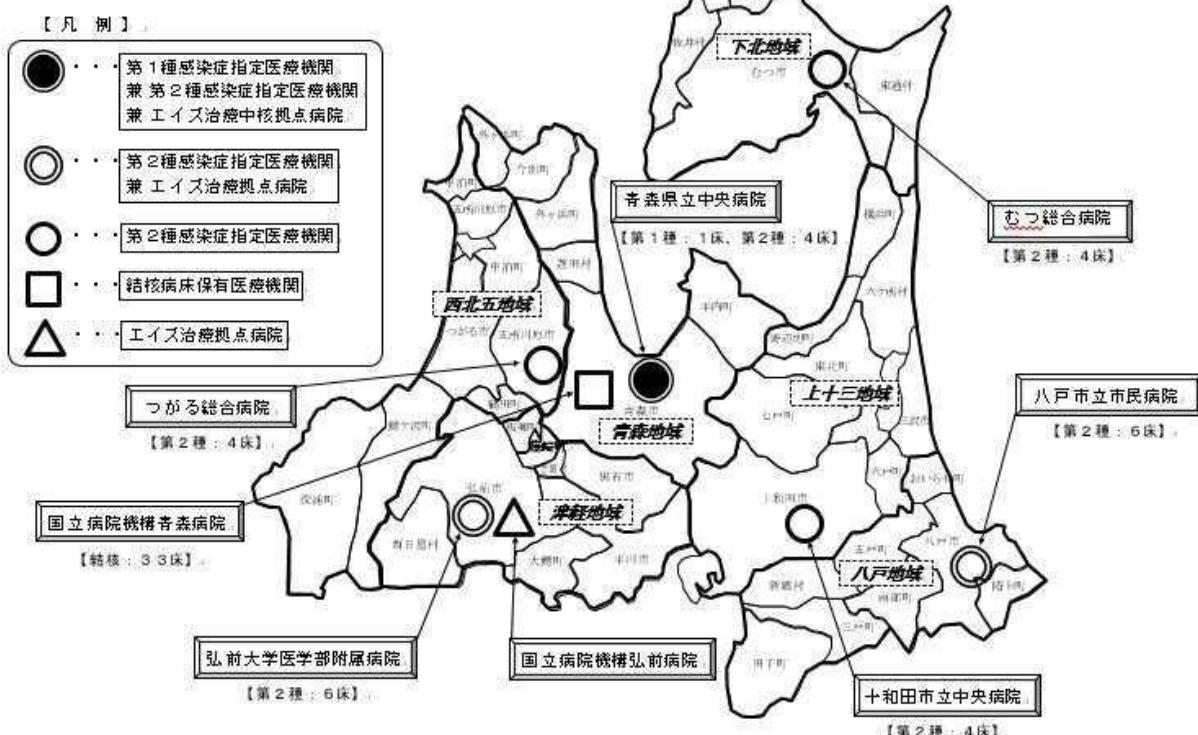
◆エイズ対策推進協議会の開催	◆エイズ対策推進に係る人材養成
本県のエイズ対策について検討・評価し、エイズ治療拠点病院、医療関係団体、教育関係団体等の関係機関との取組の連携・協力体制を構築する。	保健所及びエイズ治療拠点病院等の職員を検査・相談等に関する研修会に派遣し、エイズ対策を推進するためのマンパワーを養成する。
◆エイズ・性感染症予防に係る普及啓発活動	◆エイズ治療拠点病院等における治療ケアの促進
HIV検査普及週間、世界エイズデーの機会を活用しHIV感染症、エイズ及び性感染症予防に向けた普及啓発を実施する。また、高校生を対象とした意識調査を通じ、正しい知識の普及を図る。	東北ブロック・エイズ治療拠点病院主催の連絡会議に県内拠点病院担当医師等を派遣し、医療従事者のレベルアップを図る。また、医療従事者のHIV二次感染を予防するため、二次医療圏ごとにHIV感染予防薬(抗HIV薬)を配置する。
◆エイズ・性感染症検査・相談の実施	
各保健所においてHIV及びその他性感染症(性器クラミジア感染症、梅毒)に係る無料・匿名による検査・相談を実施する。	

(3) 事業実施による効果

- ①若年層及びMSMに重点を置いた正しい知識の普及啓発 → 新たな感染の予防
- ②保健所検査・相談体制の充実 → 早期発見及び早期受診によるエイズ発症予防
- ③治療体制の充実による患者の不安軽減 → 治療継続・薬剤耐性化の予防による予後改善

8 感染症に係る医療提供体制

感染症指定医療機関・結核病床保有医療機関・エイズ治療拠点病院「配置図（平成31年4月現在）」



9 予防接種

(1) 予防接種制度の概要

【目的】

- ◆伝染の恐れがある疾病的発生及び蔓延を予防するために予防接種を実施し、国民の健康の保持に寄与する。
- ◆予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。

【対象疾病】

◆A類疾病（主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点）

- | | |
|------------------------------|----------------|
| ・ジフテリア | ・百日咳 |
| ・急性灰白髄炎(ポリオ) | ・麻疹(はしか) |
| ・風しん | ・日本脳炎 |
| ・破傷風 | ・結核 |
| ・Hib感染症 | ・小児の肺炎球菌感染症 |
| ・ヒトパピローマウイルス感染症
(子宮頸がん予防) | ・水痘 |
| ※H25.6～積極的な接種勧奨の差し控え | ・B型肝炎(H28.10～) |



◆B類疾病（主に個人予防に重点）

- | | |
|----------|--------------|
| ・インフルエンザ | ・高齢者の肺炎球菌感染症 |
|----------|--------------|

【実施主体】

- ◆定期の予防接種
 - …市町村
- ◆臨時の予防接種
 - …都道府県又は市町村

【現在定期接種化へ向けて審議中のワクチン】

- ◆おたふくかぜ
- ◆ロタ



(2) 事業概要

風しん予防対策

【経緯】

「風しんに関する特定感染症予防指針」(平成26年4月1日適用)が公布され、令和2年までに風しんの排除を達成するため、以下の目標が設定された。

目標①「定期予防接種の接種率目標95%以上の達成・維持」

目標②「成人に対する抗体検査・予防接種の推奨」

【現状】平成30年度の実績

目標①「定期予防接種の接種率目標95%以上の達成・維持」

➡ 第1期: 97.8% 第2期: 95.5%

目標②「成人に対する抗体検査・予防接種の推奨」

➡ 市町村が実施する風しん抗体検査事業費の補助を実施



★本県において、風しん及び先天性風しん症候群の発生はなかった。

【今後の目標】: 令和元年度の取組

◆風しん予防接種の勧奨…定期予防接種率95%以上の達成・維持

◆風しん抗体検査事業の継続

引き続き、本県における風しん及び先天性風しん症候群の発生及び蔓延を防止する

第2節 ハンセン病回復者支援

(1) ハンセン病回復者支援の概要

ハンセン病に対する正しい知識の普及と福祉施策を推進することにより、本県にある国立療養所松丘保養園及び県外の療養所に入所する県出身者のハンセン病回復者の名誉を回復し、社会復帰の促進を図る。

(2) 本県の概況

県出身者が入所するハンセン病療養所及び入所者数(平成30年末)

- ・国立療養所松丘保養園(青森県) 22人
- ・国立療養所東北新生園(宮城県) 1人
- ・国立療養所多磨全生園(東京都) 1人
- ・国立駿河療養所 (静岡県) 1人

(3) これまでの取組

正しいハンセン病の知識の普及を図るほか、ハンセン病回復者の社会復帰等の支援を行っている。

○普及啓発事業

- ・高校生等へのハンセン病をテーマにした映画上映
- ・ハンセン病を正しく理解するためのパネル展の開催
- ・啓発物品の配布

○社会復帰・社会生活支援事業

- ・地域交流事業(ねぶた祭招待)
- ・県外療養所に入所する県出身者への地元紙配達)
- ・松丘保養園青森県人会活動助成
- ・県出身者に対する年末見舞金の贈呈
- ・県外療養所入所者訪問交流、慰問(H29国立駿河療養所,H30国立療養所多摩全生園)

第3節 難病対策

1 難病の患者に対する医療等に関する法律

経緯

難病対策をさらに充実させ、難病患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図っていくものとして、「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」が平成27年1月1日から施行された。

難病法が対象とする指定難病は、平成26年12月31までの特定疾患治療研究事業の56疾患から、平成27年1月に110疾病となり、さらに平成27年7月からは306疾病、平成29年4月からは330疾病、平成30年4月からは331疾病に、令和元年7月からは333疾病に対象疾病が拡大した。

概要

- (1) 難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的な推進のための基本方針の策定
- (2) 難病に係る公平で安定的な医療費助成制度の確立
- (3) 難病の医療に関する調査及び研究の推進
- (4) 療養生活環境整備事業の実施

特定疾患治療研究事業
(56疾患)

法制化

難病患者に対する医療等に関する法律(平成27年1月1日施行)
(現在333疾病)

一部疾患は移行せず当事業対象
スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性胰炎、プリオントヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)

難病とは
○発病の機構が明らかでなく
○治療方法が確立していない
○希少な疾病であって
○長期の療養を必要とするもの

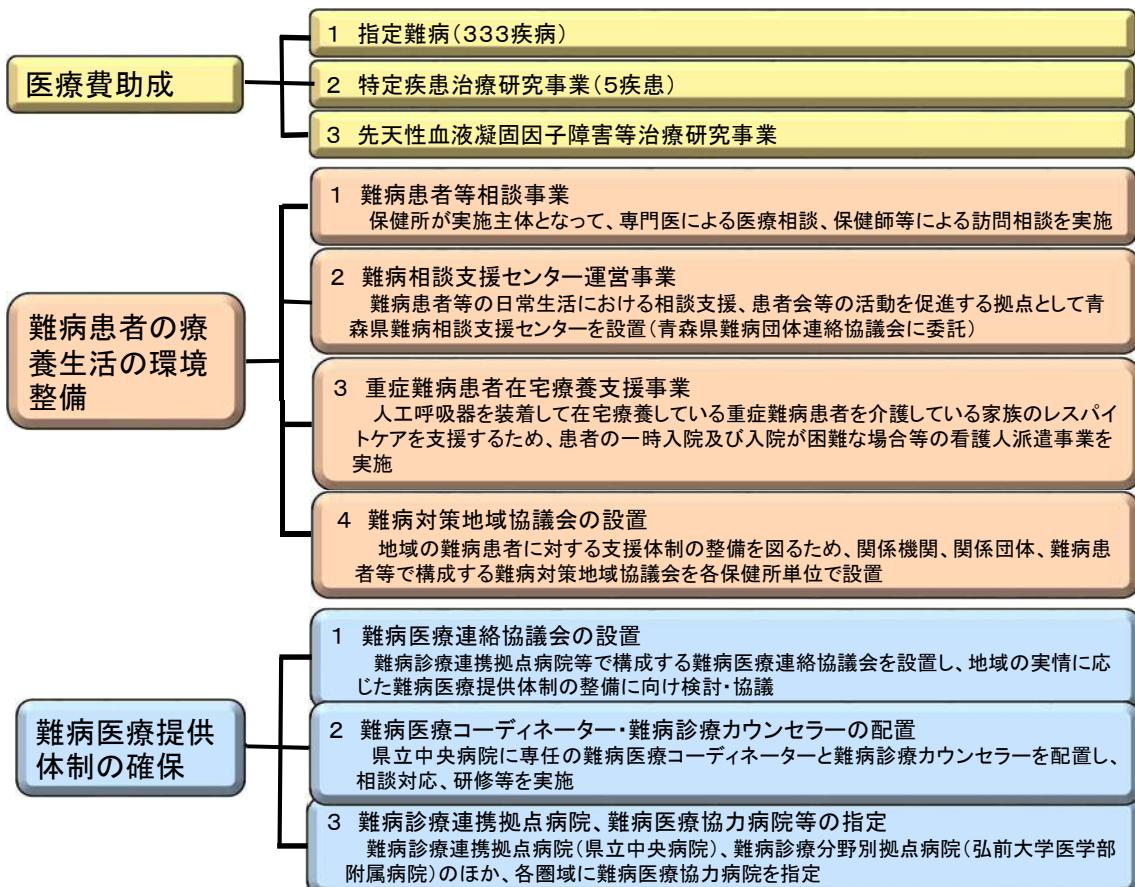
指定難病とは
難病のうち
○患者数がおおむね人口の0.1%に達していないこと
○診断に関して客観的な指標による一定の基準が定まっていること

2 難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針（概要）

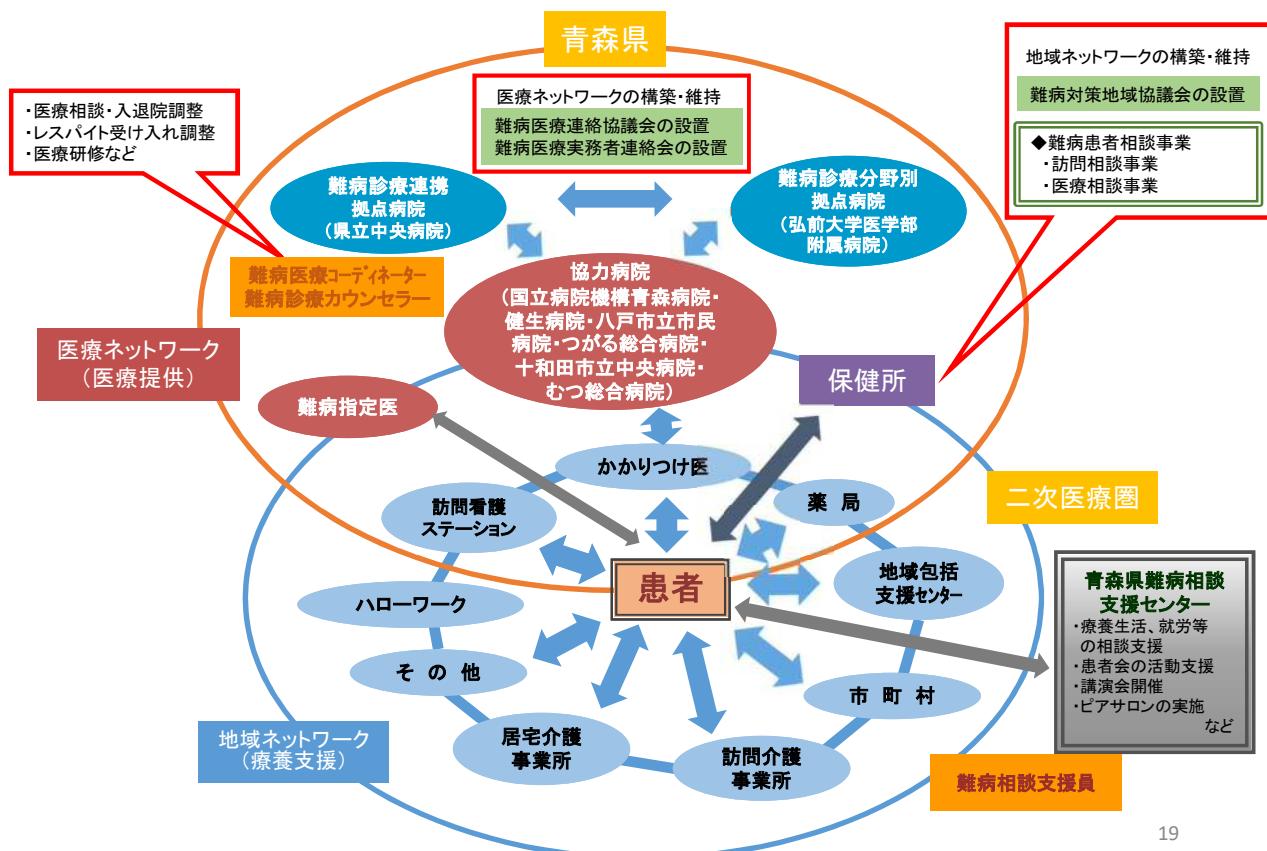
難病法では、国において、国及び地方自治体が今後取り組むべき基本的な方針を定めることとされ、平成27年9月15日に「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」が告示された。基本方針は、少なくとも5年ごとに再検討されることとなっている。

1 難病の患者に対する医療等の推進の基本的方向	6 難病の患者に対する医療のための医薬品、医療機器及び再生医療等製品に関する研究開発の推進に関する事項
◦難病患者及びその家族を支援し、社会で尊厳をもって生きることができるよう、総合的な施策を実施。	◦難病の病因や病態を解明し、効果的な治療が行えるよう研究開発を推進。
2 難病の患者に対する医療費助成制度に関する事項	7 難病の患者の療養生活の環境整備に関する事項
◦診断基準や重症度分類等について隨時見直し。 ◦指定難病患者のデータベースを構築。	◦難病患者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、難病の患者を多方面から支えるネットワークを構築。
3 難病の患者に対する医療を提供する体制の確保に関する事項	8 難病の患者に対する医療等と難病の患者に対する福祉サービスに関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策との連携に関する事項
◦早期に診断ができる体制を構築し、診断後は身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制を確保するとともに、医療機関や診療科等の連携強化。	◦福祉サービスの充実と難病であることを安心して開示し、治療と就労を両立できる環境を整備。
4 難病の患者に対する医療に関する人材の養成に関する事項	9 その他難病の患者に対する医療等の推進に関する重要事項
◦難病の正しい知識を持った医療従事者等を養成し、地域において適切な医療を提供する体制を整備。	◦難病の正しい知識の普及啓発を図り、地域で尊厳をもって生きることのできる社会の構築に努める。
5 難病に関する調査及び研究に関する事項	
◦難病の実態等を把握し、診断基準や重症度分類等の作成や改訂等に資する調査及び研究を実施。	

3 難病対策の概要



4 難病患者の支援体制



19

第4節 原子爆弾被爆者の援護

原爆関係の援護施策の概要

原子爆弾被爆者に対しては、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療、福祉にわたりさまざまな援護施策を実施している。

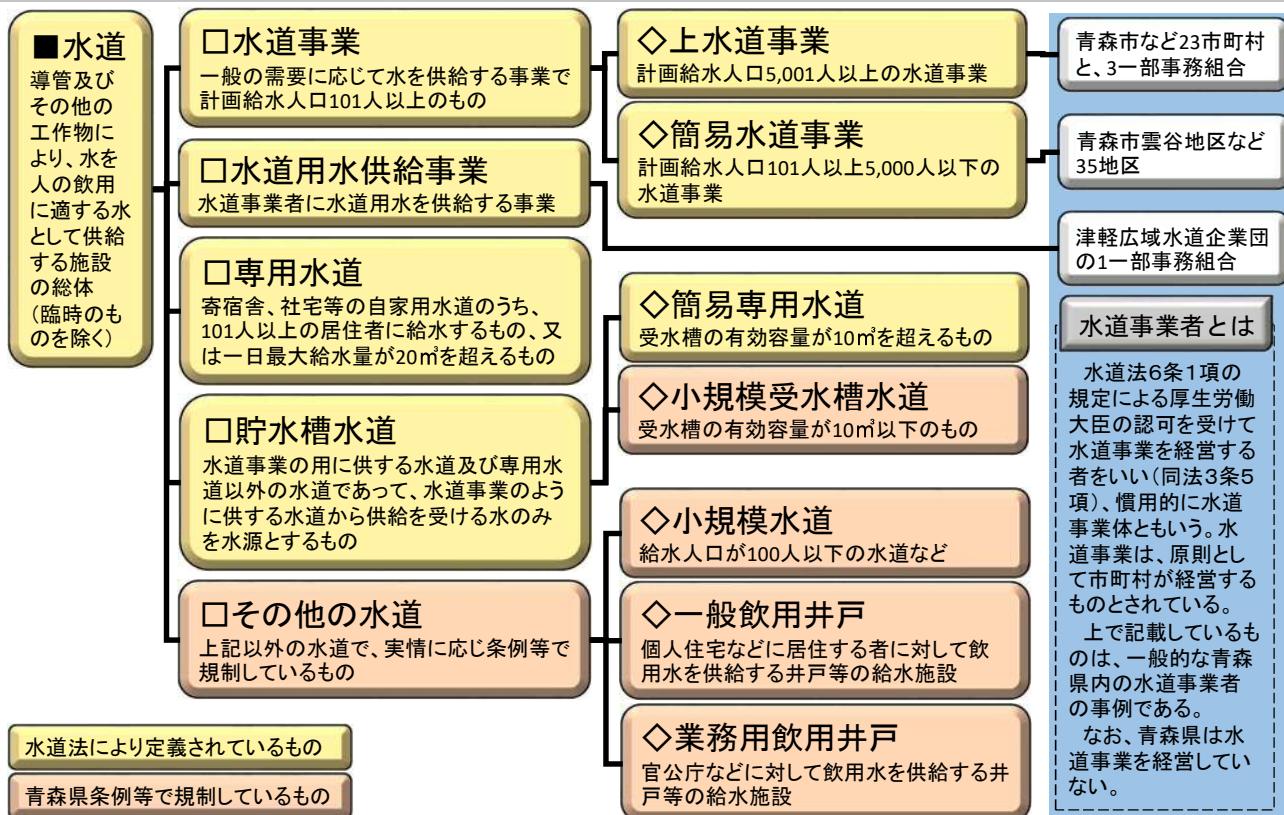
被爆地域	原爆投下当時の広島市・長崎市の区域及びそれに隣接する政令で定める区域内
被爆者	広島市長・長崎市長・都道府県知事が認定して「被爆者健康手帳」を交付

援護制度

全員	健康診断	医療	福祉サービス	相談	葬祭料の支給
	健康診断 <ul style="list-style-type: none"> 年2回(一般) 自己負担なし 	医療 <ul style="list-style-type: none"> 医療保険の自己負担分を国費で補填 	福祉サービス <ul style="list-style-type: none"> デイサービスの利用時等の介護保険の自己負担分を公費で補填 	相談 <ul style="list-style-type: none"> 日常生活や健康に関する相談 	葬祭料の支給 <ul style="list-style-type: none"> 原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行った人に支給
満たした者	原爆症の治療	手当の支給	福祉サービスの提供		
	全額国費による医療の給付 <ul style="list-style-type: none"> 健康管理手当、医療特別手当、保健手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、介護手当、家族介護手当 		介護保険法に規定する訪問介護サービス等の利用(自己負担なし) <ul style="list-style-type: none"> 介護保険法に規定する訪問介護サービス等の利用(自己負担なし) 		

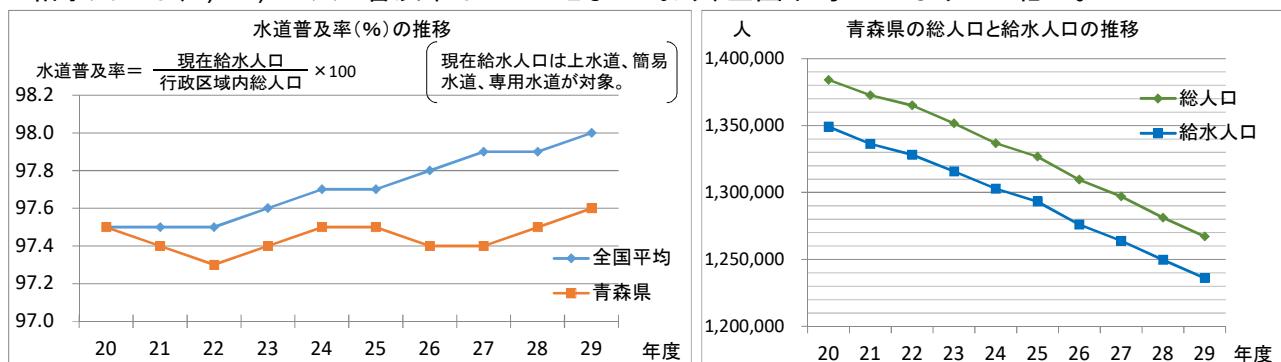
第5節 水道対策

1 水道の定義・分類



2 水道の普及整備の現状

清浄で豊富な飲料水を供給するため、水道の普及・整備に努めている。平成30年3月末における
給水人口は、1,236,081人で普及率は97.6%となっており、全国平均98.0%より0.4%低い。



3 水道整備の基本方針

青森県水道整備基本構想に掲げる以下の基本方針に基づき、広域的、計画的な水道の整備の推進に努める。

安全でおいしい水の供給	安定した水供給体制の確立	安心できる水道の整備	利用者の視点に立った水道づくり
原水の水質に応じた適切な浄水処理と水質管理を行ふとともに、水源地域の保全により原水の水質向上させ、安全でおいしい水を利用者に供給する	新規水源の開発や既存水源の有効活用により安定水源を確保するとともに、水利用の広域化や水の用途間転用により合理的な水利用を図り、安定した水供給体制を確立する	施設の耐震化を推進するとともに、災害時の相互応援体制を充実させ、利用者が安心できる水道を整備する	十分な情報公開の下で利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに応えられる水道サービスを提供するとともに、経営の合理化を推進し、利用者の視点に立った水道づくりを進める

4 青森県水道整備基本構想における圏域

水道事業の広域的な統合は、水源の確保、経営の合理化、施設管理の高度化など、水道事業が抱える課題を解決するための手段として一つの望ましい姿であると言える。

青森、津軽、上十三、下北、八戸の5圏域において、圏域ごとに多種多様な事情を抱えている実状を考慮し、

- ①隣接する事業者の統合
- ②事業者間の水融通
- ③水質管理の面での協力強化

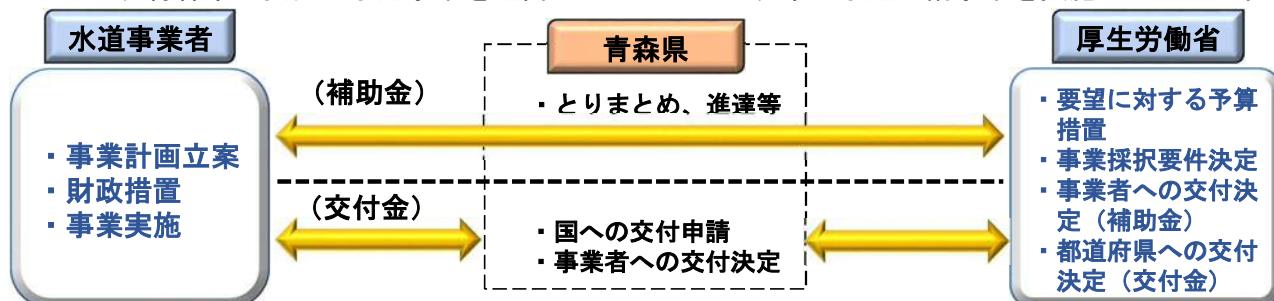
など、各圏域の実状に応じた多様な形での広域化を進めることにより、水源の確保や経営の合理化を図っていくこととする。



5 上水道・簡易水道の整備

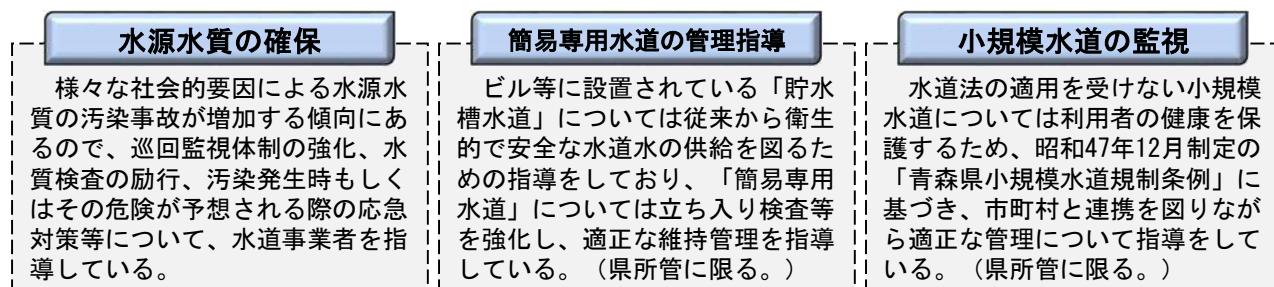
安全・安心で安定した水供給体制を確立するために、それぞれの水道事業者（各市町村等）が事業主体となって水道施設整備費の補助金・交付金を活用しながら、水道施設における耐震化事業、老朽管更新事業や簡易水道の統合事業等を実施している。

なお、青森県が独自に水道事業を運営していないため、県は水道整備事業を実施していない。

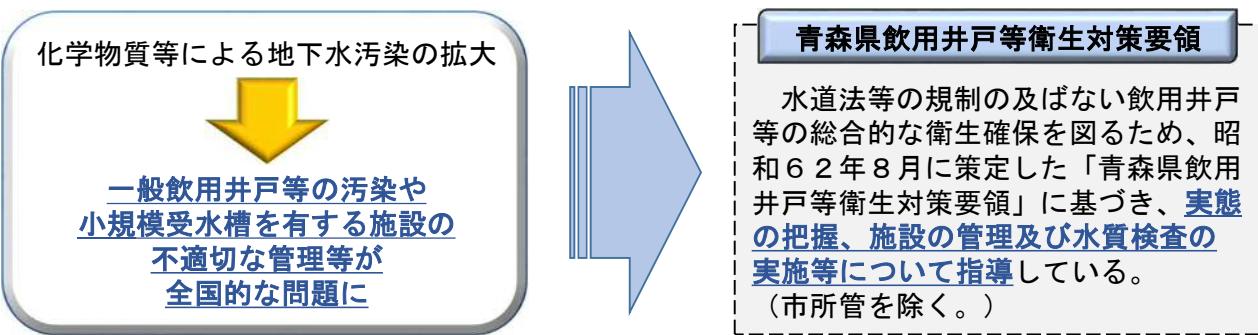


6 水道の維持管理指導

水道に起因する事故を未然に防止し、清浄・豊富な飲料水を供給するために、施設等の維持管理の適正に努め、水源汚染防止、塩素滅菌等について管理指導の強化を行っている。



7 飲用井戸等の衛生対策



8 災害時における給水体制の確立

非常災害等の発生時に、県内の水道事業者が相互に応援し合う「水道災害相互応援協定」（昭和44年4月）に基づき、給水器具・技術者・諸資材を被災市町村に対して応援する体制を確立し、公益社団法人日本水道協会青森県支部と協力して地震・水害・異常渇水等に対応する。



9 水道関係の事務権限

地方自治法、水道法において、①知事の権限に属する事務の一部を市町村長が処理することができる、②市又は特別区の区域においては知事と市長又は区長と読み替えるとされている一部の水道関係事務については、一部市町村が事務を実施している。

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（条例による事務処理の特例）
第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

水道法（昭和32年6月15日法律第177号）

（都道府県が処理する事務）
第46条（略）2 この法律（第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項において読み替えて準用される第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項に限る。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、地方自治法（昭和22年法律第67号）で定めるところにより、町村長が行うこととができる。

（市又は特別区に関する読み替え等）

第48条の2 市又は特別区の区域においては、第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項の規定により読み替えて準用される第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

■市町村が所管している水道関係事務（県の所管外となる水道関係事務）

簡易専用水道	専用水道	小規模水道	飲用井戸等
青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、蓬田村、鰯ヶ沢町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、東通村、五戸町、新郷村	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、六戸町、東通村、五戸町、新郷村	青森市、六戸町、東通村、五戸町、新郷村	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市

第6節 生活衛生対策

1 生活衛生関係営業等の衛生確保

現状

1 関係法令による規制

生活衛生関係営業等については、衛生上必要な基準が法令等で定められている。
(生活衛生関係営業六法)
① 理容師法、② 美容師法、
③ クリーニング業法、④ 興行場法、
⑤ 旅館業法、⑥ 公衆浴場法
(その他法令)
住宅宿泊事業法

2 公衆浴場の確保等

- ① 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律
公衆浴場は地域住民の衛生的な生活のために不可欠であり、県は公衆浴場の確保に必要な助成等を講じるよう努めることとされている。
- ② 公衆浴場の配置の基準
公衆浴場の共倒れを防ぐために、配置の基準を県条例で定めることとされている。
- ③ 物価統制令
住民の公衆浴場の利用機会の確保のために、県は入浴料金の統制額(上限額)を指定することとされている。

県の取組

1 生活衛生関係営業に対する監視指導

- ① 生活衛生関係六法に基づく監視指導
生活衛生営業に対し監視指導を実施し、衛生水準の向上を図る。特に、旅館・ホテル及び公衆浴場の入浴施設については、レジオネラ症の発生の予防のため、重点的に監視指導を実施する。

(青森市及び八戸市を除く)

平成30年度	施設数	監視指導件数
理容所	1,307	397
美容所	1,942	593
クリーニング所	467	141
興行場	51	14
旅館・ホテル	1,046	380
公衆浴場	330	185
計	5,143	1,710

- ② 住宅宿泊事業法に基づく届出の受付等

住宅宿泊事業の適正な運営を確保をする。
平成30年度末現在届出件数19件(青森市及び八戸市を含む)

2 公衆浴場の確保等に係る取組

- ① 公衆浴場営業者(一般)に対する補助
公衆浴場施設整備費補助(平成30年度実績) 2,800千円
- ② 公衆浴場(一般)の配置の基準の設定(公衆浴場法施行条例)
施設間に、市部290m、町村部350m以上の距離制限を規定。
- ③ 公衆浴場(一般)入浴料金の統制額の指定
定期の経営実態調査により、必要に応じた統制額の見直しを行う。
現在の入浴料金 ・大人:450円 ・中人:150円 ・小人:60円

2 生活衛生関係営業の経営の健全化

現状

1 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法)

国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業について、衛生水準の向上を図るために、経営の健全化は不可欠であるため、生衛法において、そのための方策等が規定されている。

① 生活衛生関係営業(生衛業)

- 1.飲食店営業(すし、めん類、中華料理、**社交料理**、一般飲食) 2.喫茶店営業 3.食肉販売業(食鳥肉・**食肉**) 4.氷雪販売業 5.理容業 6.美容業 7.興行場営業 8.旅館業(旅館・ホテル、簡易宿所) 9.公衆浴場業 10.クリーニング業

*太斜字は本県に組合がある営業

② 生衛法における主な規定

- ・営業者が組織する生活衛生同業組合
- ・生衛業の経営の健全化の相談、指導等を行う都道府県生活衛生営業指導センター
- ・国、県による指導センターに対する補助
- ・国、県による組合に対する助成

2 日本政策金融公庫(生活衛生貸付)

生衛業者が利用できる各種融資制度がある。

【課題】

○生衛業は中小零細企業が多いため、事業展開をする資金的・人的余力がなく、生活衛生営業指導センター等によるバックアップが必要である。

県の取組

1 (公財)青森県生活衛生営業指導センターに対する補助等

- ① 設立時(昭和58年)における出捐
・指導センターの基本財産として、1,500千円を出捐している。
- ② 生活衛生指導助成事業費(国1/2)
・職員4名の人事費及び各種相談、指導事業等の事業費について、補助金を交付している。

(平成30年度実績) 18,139千円

2 組合に対する助成

- ① 生活衛生関係営業振興事業費(県単)
・各組合が指導センターと協力して行う生衛業振興のための事業について、指導センターに対して補助金を交付している。

(平成30年度実績) 1,750千円

3 生活衛生貸付の活用の推進

生衛業の衛生設備の改善等による衛生水準の向上を図るために、生活衛生貸付の活用の推進に努めている。

① 一般貸付

設備資金のみ。非組合員でも利用可能。融資を受ける場合、知事の推薦書が必要である。

② 振興事業貸付

設備資金及び運転資金。組合員のみが利用可能。他の融資より低金利である。

③ 生活衛生改善貸付

設備資金及び運転資金。組合員のみが利用可能。無担保、無保証人で利用可能。各組合の生活衛生営業経営特別相談員(県が養成講習会を開催している。)の指導が必要である。

3 建築物、家庭用品、墓地・埋葬、遊泳用プールに係る衛生対策

現状

1 建築物における衛生的環境の確保

建築物における衛生的環境の確保に関する法律により、建築物や建築物衛生に係る事業について規制されている。

- ① 興行場、百貨店、店舗等の用に供される床面積が3,000m²以上の建築物等(特定建築物)については、届出や維持管理基準の遵守が義務付けられている。
- ② 建築物衛生に係る事業を営んでいる者は、建築物清掃業等8業種について知事の登録を受けることができる。

2 有害物質を含有する家庭用品の規制

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律により、家庭用品の有害物質含有量等の基準が定められている。

3 墓地、埋葬等に係る衛生確保等

墓地、埋葬等に関する法律において、埋火葬や墓地・火葬場等についての規制や、埋火葬を行う者がいない場合の関係自治体の義務について定められている。

① 埋火葬及び墓地等の経営の許可

本県においては、埋火葬及び墓地等の経営の許可に係る事務については、市町村が行うこととなっている。

② 埋火葬を行う者がいない場合の措置

埋火葬を行う者がいない場合は、市町村が埋火葬を行い、費用については最終的に県が負担することとなっている。

4 遊泳用プールの衛生確保

遊泳用プール(学校に設置されているものを除く)については、厚生労働省の通知である「遊泳用プールの衛生基準」により、水質基準や維持管理基準等が定められている。

県の取組

1 建築物における衛生的環境の確保

- ① 特定建築物に対し、立入検査を実施し、建築物における衛生的環境の確保を図っている。
- ② 建築物清掃業等8業種について、登録申請時に、基準合致を確認し登録することで、建築物衛生に係る事業者の資質向上を図っている。

2 有害物質を含有する家庭用品の規制

有害物質含有量等の基準が定められている家庭用品について検査し、基準が守られていることを確認している。

(平成30年度検査実績)

区分	ホルムアルデヒド	水酸化K・Na、塩化水素、硫酸
対象品目 検査件数	繊維製品 10件	家庭用洗浄剤 9件

3 墓地、埋葬等に係る衛生確保等

- ① 埋火葬及び墓地等の経営の許可
すべて市町村の事務となっているが、相談等があった場合には助言等を行っている。
- ② 埋火葬を行う者がいない場合の措置
平成30年度、市町村が火葬した14件の費用計2,267千円を県が負担した。

4 遊泳用プールの衛生確保

遊泳用プールに対し立入検査を実施し、衛生水準の向上を図っている。

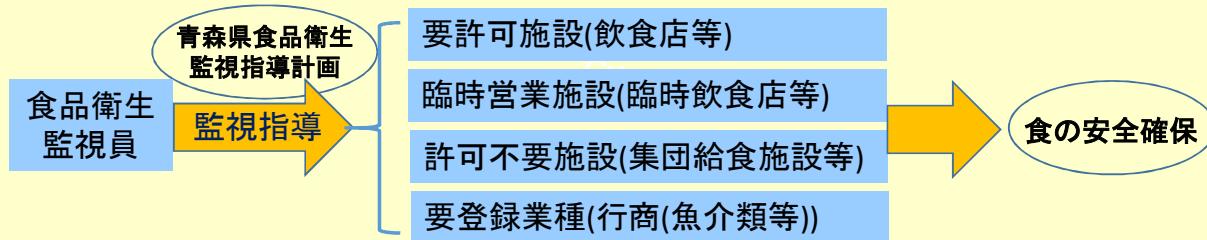
第7節 食品衛生対策

1 食品関係施設に対する監視指導

(1) 「青森県食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導

県は、危険発生頻度の高い業種、流通の広域性、事業の規模及び地域の特性等を考慮して食品衛生法に基づき策定した「青森県食品衛生監視指導計画」により、食品関係施設等に対する監視指導を実施している。

平成30年度は、食中毒対策として、食肉を調理、提供する飲食店及び家庭での食肉調理時の注意事項を周知するほか、HACCPの導入状況に応じた監視指導を実施した。



(2) A-HACCP(青森県食品衛生自主衛生管理認証制度)

県は、平成26年度から県産食品のブランド力の強化を衛生の観点から支援するため、本県独自の認証制度「青森県食品衛生自主衛生管理認証制度(A-HACCP)」を立ち上げ、食品関係営業者の自主衛生管理の推進を図っている。

また、食品衛生監視員の資質向上及び指導内容の見える化により、効率的・効果的な監視指導に取り組んでいる。

2 流通食品検査

県内で製造又は流通している食品を収去し、食品衛生法で定められた規格基準等への適合状況や汚染実態等について検査を実施した。

項目	結果
流通食品検査	食品衛生法に基づく規格基準等のある食品について、微生物検査、添加物検査等を実施したところ、違反食品はなかった。
野菜、果物等の有害物質検査	野菜、果物(輸入食品を含む。)等に係る残留農薬について、食品衛生法で定められた規格基準への適合状況の検査を行った。有機塩素系、有機リン系、有機窒素系、カーバメート系、ビレスロイド系等142～185種類の農薬について、14品目76検体を検査した結果、 食品衛生法に基づく残留農薬基準値を超えるものが1品目あった。
魚介類の残留有害物質検査	国の通知に基づき、5検体の魚介類に残留するPCB、水銀及びクロルデンの検査を実施したところ、規制値(暫定規制値を含む。)を超えるものはなかった。
ホタテガイの貝毒検査	流通しているホタテガイについて下痢性貝毒検査(7検体)及び麻痺性貝毒検査(5検体)を実施したところ、規制値を超えるものはなかった。
畜水産物中の残留抗菌性物質等検査	次のとおり抗生物質等の検査を実施したところ、いずれも不検出若しくは陰性であった。 牛20頭、豚35頭、鶏27検体の筋肉、腎臓及び肝臓 鶏卵13検体 牛乳7検体
アレルギー物質検査	菓子、めん類、そざい等40検体についてアレルギー物質検査(小麦、そば、卵、乳、落花生)を実施した。アレルギー物質の表示漏れは発見されなかった。

3 行政処分及び食中毒等対応

食品衛生関連法令違反が確認された場合は、その措置について検討を行い、食品衛生上の危害防止の観点から違反した者に対して営業停止等の行政処分を行うこととしている。

また、食中毒の発生防止は、食品衛生の重要課題であり、食中毒の発生時には、保健所が疫学的調査及び微生物学的検査等を実施し、発生原因を究明の上、原因食品や発生の要因を排除するなど、必要な処分及び指導等の措置を講じ、被害の拡大及び再発防止に努めている。

4 輸出水産食品対応

本県産水産食品の輸出に当たっては、厚生労働省の通知に基づき、施設の認定登録、監視指導及び衛生証明書の発行等の事務を行っている。

なお、これとは別に、水産庁が加工施設の認定及び衛生証明書の発行等の事務を行っている。

項目	結果
対EU(ホタテガイ)	EUにホタテガイを輸出するためには、生産海域の衛生対策及び採捕から加工までのすべての過程において衛生を確保しなくてはならない。そのため、「青森県対EU輸出ホタテガイ管理要領」を策定し、「むつ湾東部海域」から採捕されるホタテガイについて、貝毒等についてモニタリング検査を実施し、その結果に基づき生産海域の開放及び閉鎖等を行っている。また、EU向けホタテガイの採捕者に対して「EU向けホタテガイ搬送票」を発行し不正行為防止のためのモニタリングを実施している。更に加工施設において搬送票の適正使用の確認を行っている。 EUに対する水産食品の輸出を希望する施設に対して、国の要領に定められた衛生要件等について指導助言を行っている。
対ベトナム	ベトナムに輸出する水産食品の取扱いについては、当該食品を最終的に製造した登録施設を管轄する都道府県等衛生部局が衛生証明書の発行を行うこととされており、平成30年度には、22件の衛生証明書を発行した。

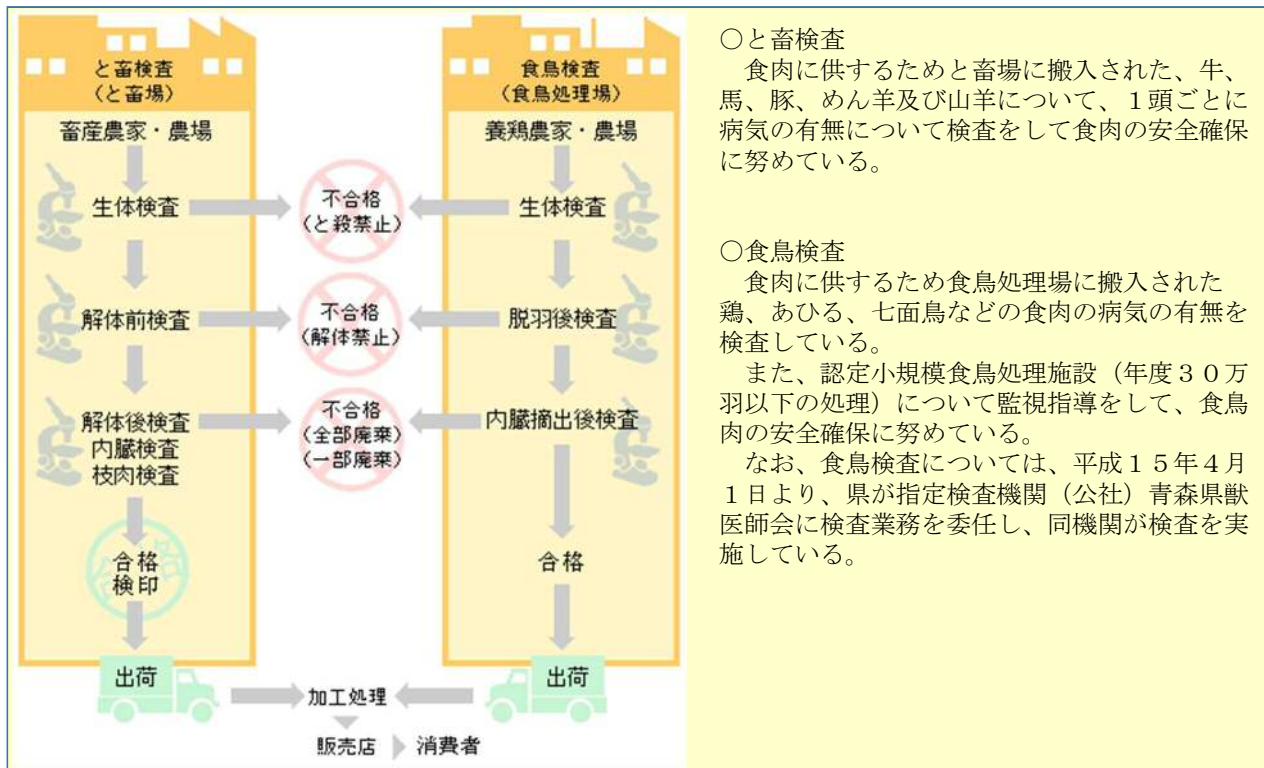
5 獣医師職員確保対策

不足する獣医師職員を確保するため、平成27年度から獣医師職員採用選考試験の事務を行っている。試験は青森会場、東京会場、十和田会場、北海道会場で実施し、獣医科大学の実情にあわせて試験日程を柔軟に設定するなど、効果的な採用選考試験の実施に努めている。

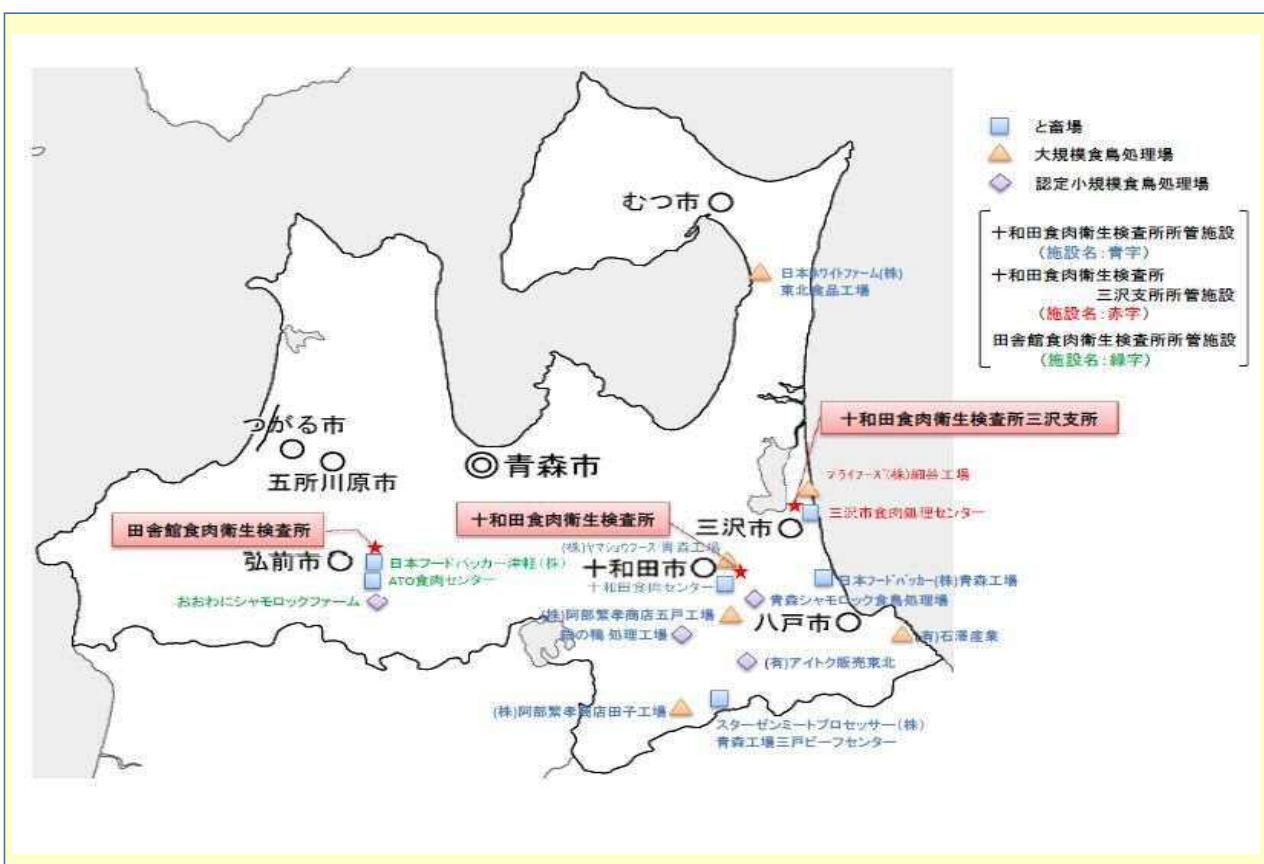
また、平成28年度には、初任給調整手当の上限額を従来の30,000円から45,000円に引き上げ、待遇の改善を行ったほか、全国の獣医系大学で学生との交流会を開催し、本県の獣医職のPR活動を行っている。

第8節 食肉衛生対策

1 と畜検査及び食鳥検査



2 と畜場及び食鳥処理場の配置状況



3 と畜場及び食鳥処理場の衛生対策

項目	内容
立入検査	と畜場及び食鳥処理場に立入検査を実施し、関係法令に基づく施設設備の衛生管理及び獣畜等のとさつ又は解体の衛生的な取り扱いが行われるよう指導した。
拭き取り検査	枝肉又は鶏と体の拭き取り検査を実施し、と畜場又は食鳥処理場における衛生管理が適切に行われているかを検証した。 その結果は事業者に還元するとともに、作業方法の見直し、施設設備の改善、従業員の衛生教育などの指導に活用した。
衛生講習会	事業者及び従事者に対して衛生講習会を実施し、と畜場又は食鳥処理場における自主衛生管理(HACCP)の導入推進及び衛生意識の向上を図った。

4 と畜及び食鳥検査等の結果に基づく措置

項目	内容
と畜検査	と畜場に搬入された牛、馬、豚、めん羊及び山羊(計1,085,508頭)について、と畜検査を実施したところ、と殺禁止:0頭、全部廃棄:968頭、一部廃棄:457,626頭であった。
TSE検査	と畜場に搬入された牛(24ヶ月齢以上の生体検査で異常を呈する牛)、めん羊及び山羊(12ヶ月齢以上の生体検査で異常を呈するもの)について、TSEスクリーニング検査を実施したところ、全て陰性であった。
食鳥検査	大規模食鳥処理場に搬入された鶏(61,905,340羽)について、県が委任する(公社)青森県獣医師会が食鳥検査を実施したところ、内臓摘出禁止:760,789羽、全部廃棄:574,245羽、一部廃棄:2,325,771羽であった。

第9節 動物愛護管理等対策

1 狂犬病予防の推進

平成12年度から犬の登録及び狂犬病予防注射等の事務は市町村の事務となっているが、狂犬病は、依然として先進国を含む多くの国において流行していることから、県は狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射等の実施について、住民に対し周知徹底を図っている。

2 動物愛護管理の推進

県は、動物の愛護及び管理に関する法律第6条の規定に基づき、国が策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即した「青森県動物愛護管理推進計画」を平成20年3月25日に策定し、平成26年3月17日に一部改正した。この計画は平成26年度から令和5年度までの10年間を計画実施期間としている。

県では、動物愛護管理に関する業務を総合的に行う「青森県動物愛護センター」を拠点として、当該推進計画に基づいた施策を推進している。



○動物の適正飼養管理

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業や特定動物の適正飼養管理等について指導を行っている。また、青森県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼い犬等の適正飼養管理等について指導を行っている。

○引取・収容

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬及び猫の引取並びに公共の場所における死傷動物の収容の業務を実施している。

○処分

捕獲した犬及び引取、収容した犬、猫の焼却処分については、動物愛護センター管理施設で行っている。

○譲渡

引き取った犬及び猫等に生きる機会を与えるため、新しい飼い主を探し譲渡を行っている。また、譲渡する犬及び猫について健康診断や感染症予防ワクチンの接種を行っている。

3 災害発生時の対策

災害発生時には、被災者がペットと同行避難することで、被災者の心の安定と被災動物の安全確保が図られることから、行政の支援体制を整備している。

支援体制整備

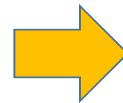
避難訓練・ボランティアリーダー研修 等

資材の備蓄

被災動物用テント・ケージ・エサ 等

隔離場所確保

感染症の動物の保管・訓練用の土地確保



**災害発生時の
支援体制**

4 化製場等の指導

化製場並びに魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とした飼料、肥料を製造する施設及びこれらのものを貯蔵する施設（化製場等に関する法律第8条に規定する施設）については、化製場等に関する法律に基づき許可をしており、各地域県民局長に事務委任している。

第1表 感染症発生状況

類型	感染症名	(単位:人)	
		H29年	H30年
一類	エボラ出血熱		
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
二類	急性灰白髄炎		
	結核	301	215
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る。）		
	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属M E R Sコロナウイルスであるものに限る。）		
	鳥インフルエンザ（H5N1）		
	鳥インフルエンザ（H7N9）		
三類	コレラ		
	細菌性赤痢		3
	腸管出血性大腸菌感染症	31	35
	腸チフス		1
四類	パラチフス		
	E型肝炎	8	2
	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）		
	A型肝炎	2	1
五類	エキノコックス症		
	黄熱		
	オウム病		
	オムスク出血熱		
六類	回帰熱		
	キヤサヌル森林病		
	Q熱		
	狂犬病		
七類	コクシジオイデス症		
	サル痘		
	ジカウイルス感染症		
	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属S F T Sウイルスであるものに限る。）		
八類	腎症候性出血熱		
	西部ウマ脳炎		
	ダニ媒介脳炎		
	炭疽		
九類	チクングニア熱		
	つつが虫病	15	5
	デング熱	1	1
	東部ウマ脳炎		
十類	鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）		
	ニバウイルス感染症		
	日本紅斑熱		
	日本脳炎		
十一類	ハンタウイルス肺症候群		
	Bウイルス病		
	鼻疽		
	ブルセラ症		
十二類	ベネズエラウマ脳炎		
	ヘンドラウイルス感染症		
	発しんチフス		
	ボツリヌス症		
十三類	マラリア		
	野兎病		
	ライム病		
	リッサウイルス感染症		
十四類	リフトバレー熱		
	類鼻疽		
	レジオネラ症	10	8
	レブトスピラ症		
十五類	ロッキー山紅斑熱		

類型	感染症名	H29年	H30年
五類 全数把握	アメーバ赤痢	6	4
	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）		
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	18	26
	急性弛緩性麻痺	—	1
	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）		3
	クリプトスピリジウム症		9
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	3
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	5
	後天性免疫不全症候群	6	5
	ジアルジア症		
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2	1
	侵襲性髄膜炎菌感染症		
	侵襲性肺炎球菌感染症	12	16
	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	3	5
	先天性風しん症候群		
	梅毒	63	40
	播種性クリプトコックス症		1
	破傷風	2	
	パンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
	パンコマイシン耐性腸球菌感染症		6
	百日咳	—	85
	風しん		
	麻しん		
	薬剤耐性アシネットバクター感染症	1	
定点把握	R.Sウイルス感染症	1,238	932
	咽頭結膜熱	681	591
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	3,324	2,740
	感染性胃腸炎	8,145	9,087
	感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）	75	114
	水痘	631	541
	手足口病	4,102	2,113
	伝染性紅斑	223	281
	空巣性癆しん	918	814
	百日咳	8	—
	ヘルパンギーナ	927	798
	流行性耳下腺炎	1186	939
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	16,702	23,839
	急性出血性結膜炎	5	2
	流行性角結膜炎	150	201
	性器クラミジア感染症	260	267
	性器ヘルペスウイルス感染症	83	83
	尖圭コンジローマ	55	39
	淋菌感染症	41	46
	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）		
	細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）	12	9
	ベニシリン耐性肺炎球菌感染症	14	34
	マイコプラズマ肺炎	247	277
	無菌性髄膜炎	7	12
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	124	129
	薬剤耐性綠膿菌感染症		
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ		
	再興型インフルエンザ		

第2表 結核全登録患者数及び新登録患者数の推移

(単位：人)

年次		H26	H27	H28	H29	H30
区分	青森県	488	434	398	351	306
全登録患者数	全国	47,845	44,888	42,299	39,670	37,134
新登録患者数	青森県	185	182	171	154	127
	全国	19,615	18,280	17,625	16,789	15,590

第3表 結核登録患者の罹患率、死亡率等の推移

区分	年次	H26	H27	H28	H29	H30
罹患率 (人口10万対)	青森県	14.0	13.9	13.2	12.0	10.1
	全 国	15.4	14.4	13.9	13.3	12.3
喀痰塗抹陽性肺結核罹患率 (人口10万対)	青森県	5.8	6.2	5.6	5.2	4.0
	全 国	6.0	5.6	5.2	5.0	4.6
有病率 (人口10万対)	青森県	9.1	8.7	8.3	6.6	6.2
	全 国	10.6	9.9	9.2	8.8	8.3
結核死亡率 (人口10万対)	青森県	1.6	1.5	2.2	2.6	1.7
	全 国	1.7	1.6	1.5	1.8	1.8
受診の遅れ(%)	青森県	23.8	28.9	23.9	15.7	25.0
	全 国	18.8	20	19.7	20.8	20.6
診断の遅れ(%)	青森県	26.3	25.5	29.7	24.7	25.4
	全 国	21.6	21.5	22.0	21.7	22.0

※罹患率=(年間新登録患者数)÷(人口)×10万

※有病率=(年末活動性全結核患者数)÷(人口)×10万

※死亡率=(年間結核死者数)÷(人口)×10万

※受診の遅れ=(発病～初診2ヶ月以上の割合)%

※診断の遅れ=(初診～診断1ヶ月以上の割合)%

第4表 結核新登録者の年齢別階層

(単位：人、%)

区分	H26		H27		H28		H29		H30	
	患者数	百分比								
0～4歳	0	0	0	0	0	0	1	0.6	1	0.8
5～9歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10～14歳	0	0	0	0	0	0	1	0.6	0	0
15～19歳	3	1.6	1	0.5	0	0	0	0	0	0
20～29歳	7	3.8	2	1.1	6	3.5	4	2.6	1	0.8
30～39歳	10	5.4	10	5.5	8	4.7	6	3.9	4	3.1
40～49歳	12	6.5	9	4.9	5	2.9	9	5.8	4	3.1
50～59歳	14	7.6	14	7.7	16	9.4	14	9.1	7	5.5
60～69歳	28	15.1	29	16	19	11.1	27	17.5	19	15.0
70歳以上	111	60	117	64.3	117	68.4	92	59.7	91	71.7
不 詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総 数	185	100	182	100	171	100	154	100	127	100

第5表 BCG接種実施状況

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数(人)	9,065	9,285	8,869	8,258	7,811
接種者数(人)	8,955	8,511	8,557	7,902	7,902
接種率(%)	98.8	91.7	96.5	95.7	101.2

第6表 結核患者訪問状況

(単位：人)

H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
664	594	777	696	870

第7表 エイズ相談、血液検査実施状況

区分 年	エイズ 相談件数	血液検査 件数	血液検査(スクリーニング) 状況	
			陰性	陽性
H25	260	468	468	0
H26	216	532	532	0
H27	124	459	458	1
H28	102	445	444	1
H29	82	487	485	2
H30	121	488	487	1

※中核市保健所分を含む

第8表 エイズ患者、HIV感染者の届出状況

区分 年	エイズ患者			HIV感染者			各年末累計数		
	男	女	計	男	女	計	エイズ 患者	HIV 感染者	計
H元～H25	24	1	25	43	2	45	25	45	70
H26	3	1	4	2	0	2	29	47	76
H27	1	0	1	1	0	1	30	48	78
H28	2	0	2	2	0	2	32	50	82
H29	2	0	2	4	0	4	34	54	88
H30	0	0	0	5	0	5	34	59	93

※エイズ患者数、HIV感染者数は届出時における状況

第9表 青森県の麻しん風しんワクチン接種率

区分 年度	第1期		第2期	
	男	女	男	女
H26	97.3		95.3	
H27	94.5		95.4	
H28	98.9		96.4	
H29	97.3		96.3	
H30	97.8		95.5	

<青森県風しん抗体検査事業における受検者数>

年度	受検者数	
	男	女
H26	1,741	
H27	1,271	
H28	752	
H29	296	
H30	786	

※中核市を除く。

第10表 ハンセン病療養所入所者の状況（本県関係分）

療養所名	所在地	入所者数				
		H26年末	H27年末	H28年末	H29年末	H30年末
国立療養所松丘保養園	青森県	35	29	27	24	22
国立療養所東北新生園	宮城県	2	1	1	1	1
国立療養所多磨全生園	東京都	1	1	1	1	1
国立駿河療養所	静岡県	2	2	2	2	1
計		40	33	31	28	25

第11表 特定医療（指定難病）及び特定疾患治療研究事業医療受給者数（年度末）

(単位：人)

年度	26	27	28	29	30
特定医療（指定難病）受給者数	9,348※1	10,082※2	10,586	9,283※3	9,299
特定疾患治療研究事業医療受給者数	14※4	8	7	6	6

※1：平成27年1月1日からの難病法施行に伴い110疾病が指定難病となった。

※2：平成27年7月1日から指定難病は306疾病に拡大した。

※3：平成29年4月1日から指定難病は330疾病に拡大した。また、難病法施行前から医療費助成を受けている患者に対する経過措置が平成29年12月31日で終了した。

※4：平成27年1月1日からの難病法施行に伴い特定疾患は56疾患から5疾患になった。

第12表 特定医療(指定難病)及び特定疾患治療研究事業の疾病別医療受給者数(平成28年度末~30年度末)

(単位:人)

特定医療(指定難病) 疾病名	受給者数		
	28年度末	29年度末	30年度末
球 脊 髓 性 筋 萎 缩 症	13	9	11
筋 萎 缩 性 側 索 硬 化 症	146	143	129
脊 髓 性 筋 萎 缩 症	3	3	3
原 発 性 側 素 硬 化 症	1	2	2
進 行 性 核 上 性 麻 痺	99	112	122
パ ー キ ン ソ ン 病	1,398	1,368	1,366
大 脳 皮 質 基 底 核 變 性 症	39	45	46
ハ ン チ ン ト ン 病	3	3	3
シャルコ・マリー・トゥース病	7	8	10
重 症 筋 無 力 症	219	217	222
多 発 性 硬 化 症 / 視 神 経 脊 髓 炎	264	262	254
慢 性 炎 性 多 発 神 経 炎 / 多 案 性 運 動 ニ ヨ パ チ ー	73	69	65
封 入 体 筋 炎	3	3	2
多 系 統 萎 缩 症	126	143	130
脊 髓 小 脳 變 性 症(多 系 統 萎 缩 症 を 除 く。)	636	614	626
ラ イ ソ ゾ ー ム 病	8	10	9
副 腎 白 質 ジ ス ト ロ フ ィ ー	1	1	1
ミ ト コ ン ド リ ア 病	19	12	10
も や も や 病	120	77	82
ブ リ オ ン 病	6	4	5
進 行 性 多 巢 性 白 賴 脳 症	0	1	0
HTLV-1 間 連 脊 髓 症	4	4	4
特 発 性 基 底 核 石 灰 化 症	0	1	1
全 身 性 ア ミ ロ イ ド 一 シ ス	18	17	18
遺 位 型 ミ オ パ チ ー	5	5	7
神 経 線 維 肿 症	48	30	34
天 疱 膜 症	73	32	33
表 皮 水 疱 症	2	2	3
膿 疱 性 乾 癬 (汎 発 型)	31	25	25
ス テ ー ヴ ン ス・ジ ョ ン ソ ン 症 候 群	3	2	3
高 安 動 脈 炎	60	43	43
巨 細 胞 性 動 脈 炎	0	1	3
結 節 性 多 発 動 脈 炎	11	7	7
顎 微 鏡 的 多 発 血 管 炎	62	63	74
多 発 血 管 炎 性 肉 芽 肿 症	17	13	15
好 酸 球 性 多 発 血 管 炎 性 肉 芽 肿 症	17	25	31
悪 性 関 節 リ ウ マ チ	123	123	124
バ ー ジ ジ ャ ー 病	127	64	53
原 発 性 抗 リン 脂 質 抗 体 症 候 群	8	10	14
全 身 性 エ リ テ マ ト 一 テ ス	635	591	586
皮 膚 筋 炎 / 多 発 性 筋 炎	177	177	183
全 身 性 強 皮 症	223	181	185
混 合 性 結 合 組 織 病	110	95	95
シ ェ ー グ レ ン 症 候 群	50	56	54
成 人 ス チ ル 病	20	31	38
再 発 性 多 発 軟 骨 炎	4	4	5
ベ ー チ エ ッ ト 病	297	236	229
特 発 性 拡 張 型 心 筋 症	139	103	93
肥 大 型 心 筋 症	23	28	33
再 生 不 良 性 貧 血	131	80	71
自 己 免 疫 性 溶 血 性 貧 血	6	5	7
発 作 性 夜 間 ヘ モ グ ロ ピ ン 尿 症	3	4	4
特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病	363	177	183
血 桿 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病	1	0	0
原 発 性 免 疫 不 全 症 候 群	6	4	5
Ig A 腎 症	95	90	93
多 発 性 囊 胞 腎 症	40	58	73
黄 色 鞘 带 骨 化 症	59	40	47
後 縦 鞘 带 骨 化 症	678	461	437
広 範 脊 柱 管 狹 窄 症	32	28	25
特 発 性 大 腿 骨 頭 壊 死 症	277	234	222
下 垂 体 性 ADH 分 泌 异 常 症	16	20	24
下 垂 体 性 TSH 分 泌 升 進 症	2	2	2
下 垂 体 性 PRL 分 泌 升 進 症	54	40	28
ク ッ シ ン グ 病	14	9	10
下 垂 体 性 成 長 ホ ル モ ン 分 泌 升 進 症	59	59	54
下 垂 体 前 葉 機能 低 下 症	189	187	188
家 族 性 高 コ レ ス テ ロ ル 血 症 (ホ モ 接 合 体)	1	1	1
先 天 性 副 腎 皮 質 醇 素 欠 損 症	2	2	3
ア ジ ソ ン 病	1	0	0
サ ル コ イ ド 一 シ ス	286	177	170
特 発 性 間 質 性 肺 炎	104	110	112
肺 動 脈 性 肺 高 血 壓 症	28	25	28
慢 性 血 桿 塞 桿 性 肺 高 血 壓 症	20	21	28
リ ン バ 脉 管 筋 肿 症	7	10	9
網 膜 色 素 变 性 症	166	157	144
バ ッ ド ・ キ ア リ 症 候 群	5	6	6
特 発 性 門 脈 压 升 進 症	1	0	1

特定疾患治療研究事業 疾病名	受給者数		
	28年度末	29年度末	30年度末
ス モ ン	4	4	4
難 治 性 肝 炎 の う ち 創 症 肝 炎	2	1	1
重 傷 急 性 脳 炎	1	1	1

第13表 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業医療受給者数（各年度末）

年度	26	27	28	29	30
	(単位：人)				
受給者数(人)	71	74	71	76	77

第14表 難病相談件数

実施機関	相談件数			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
難病相談支援センター	547	557	566	570
保健所	492	506	580	606
難病医療コーディネーター (青森県立中央病院)	479	265	285	337
合計	1,518	1,328	1,431	1,513

第15表 原爆被爆者援護対策の状況

年度		26	27	28	29	30
県内被爆者数 (被爆者健康手帳所持者)		58	52	52	50	48
健康診断 延受診者数	一般検査	58	54	50	52	45
	がん検診	76	78	63	62	56
各種手当支給対象 者数	医療特別 手 当	3	5	5	5	5
	健康管理 手 当	54	47	47	45	43
	保健手当 (一般分)	1	0	0	0	0
各種手当等 延支給件数	介護手当	0	0	0	0	4
	家族介護手当	0	0	3	12	23
	葬祭料	3	7	0	2	2

被爆者数、対象者数は年度末の数字。

健康診断は年2回実施。

第16表 水道種類別給水状況（平成30年3月31日現在）

区分	施設数	総人口 ①	現在給水 人口 ②	普及率 ②/① ×100	給水量			供給単価		
					年間 ③	一日平均 ③÷365 ④	一人一日 平均 ④/②	年間有収 水量 ⑤	年間給水 収益 ⑥	供給単価 ⑥/⑤
上水道	か所 26	人 1,267,107	人 1,203,923	%	千m ³ 135,481	千m ³ 371	千m ³ 308	千m ³ 115,693	千円 26,719,827	円/m ³ 231
	簡易水道 35		30,863		3,386	9	301	2,167	—	—
	専用水道 77		1,295		—	—	—	—	—	—
計	138	1,267,107	1,236,081	97.6	138,867	—	—	117,860	—	—

※平成29年度版青森県の水道（青森県健康福祉部保健衛生課）より

第17表 水道施設整備費国庫補助・交付金事業の状況（上水道事業）

(交付金事業)

事業主体	事業種別	基 本 計 画		施 設 整 備 計 画		30年度 事業費	交 付 率	左 の う ち 交 付 金 額
		給水人口 (人)	最大給水量 (立方 メートル /日)	目標年次	工 期			
弘前市	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	172,300	63,500	H34	H28～H32	708,438	250,000	1/3
	水道管路耐震化等推進事業 (老朽管更新事業)				H28～H32	1,761,000	600,000	1/3
黒石市	水道管路耐震化等推進事業 (老朽管更新事業)	34,240	13,940	H15	H28～H32	170,370	57,051	1/3
五所川原市	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	69,600	39,180	H32	H29～H30	79,200	52,000	1/4
むつ市	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	58,700	24,816	H31	H29～H30	201,344	108,302	1/4
	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)				H29～H31	127,314	113,279	1/3
	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)				H30～H32	19,533	5,400	1/3
平内町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	11,800	5,210	H32	H28～H32	232,884	78,081	1/3
	緊急時給水拠点確保等事業 (配水池)				H30～H32	149,320	8,920	1/4
板柳町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	20,800	6,975	H7	H29～H32	174,624	99,113	1/4
鶴田町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	16,200	5,390	H7	H28～H32	303,324	17,280	1/3
七戸町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	17,094	8,112	H35	H28～H32	938,544	113,400	1/3
田子町	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	5,389	2,703	H37	H28～H32	360,705	89,526	1/3
八戸圏域水道企業団	水道管路耐震化等推進事業 (老朽管更新事業)	325,569	117,215	H32	H28～H32	1,213,840	191,694	1/4
津水道企業団	緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管)	37,400	19,700	H35	H29～H32	301,000	111,747	1/4
	水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業)				H29～H32	1,478,994	437,979	1/3
	水道広域化施設整備事業 (特定広域化施設整備)				H28～H30	7,077,498	1,645,897	1/3
計	17事業					15,297,932	3,979,669	1,078,640

※ 平成30年度の交付申請時の値となっている。

第18表 水道施設整備費国庫補助・交付金事業の状況（簡易水道事業）

(補助金事業)

(単位：千円)

事業主体	事業種別	基 本 計 画		施 設 整 備 計 画		30年度 事業費	補 助 率	左 の う ち 国 庫 補 助 額
		給水人口 (人)	最大給水量 (立方 メートル /日)	目標年次	工 期			
-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	事業					0	0	0

※ 平成30年度は補助金事業なし

第19表 生活衛生関係営業施設数（平成31年3月31日現在）

区分 年度	興行場	公衆浴場				理容所	美容所	クリーニング所		合計		
		旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	計			計	取次再掲			
平成30年度	51	502	536	8	1,046	330	229	1,307	1,942	467	241	5,143
平成29年度	51	513	558	6	1,077	333	233	1,361	1,983	494	252	5,299
前年度末比較	0	△ 11	△ 22	2	△ 31	△ 3	△ 4	△ 54	△ 41	△ 27	△ 11	△ 156

(青森市及び八戸市を除く)

第20表 青森県公衆浴場入浴料金改定状況

施 行 年 月 日	料 金			
	大 人	中 人	小 人	洗 髪
昭和60年 10月 1日	250 円	120 円	50 円	—
平成元 8 1	265	120	50	—
4 9 1	300	140	60	—
9 7 29	350	150	60	—
18 7 1	390	150	60	—
20 10 20	420	150	60	—
28 3 1	450	150	60	—

第21表 生活衛生同業組合組合員数（平成30年12月31日現在）

区分 年度	すし	社交飲食	料理飲食	食肉	理容	美容	興行	旅館ホテル	公衆浴場	クリーニング	合計
平成30年度	56	400	378	47	765	720	44	233	64	61	2,768
平成29年度	60	400	397	47	801	740	44	241	63	60	2,853
前年度比較	△ 4	0	△ 19	0	△ 36	△ 20	0	△ 8	1	1	△ 85

第22表 特定建築物の施設数（平成31年3月31日現在）

施設数計	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他
230	13	16	58	58	18	42	25

(青森市及び八戸市を除く)

第23表 建築物環境衛生に係る登録営業所数（平成31年3月31日現在）

登録数	建築物 清掃業	建築物 空気環境 測定業	建築物 空気調和用 ダクト清掃業	建築物 飲料水水質 検査業	建築物 飲料水貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねズみ昆虫 等防除業	建築物 総合管理業
298	81	15	0	10	103	24	42	23

第24表 墓地、火葬場等施設数（平成31年3月31日現在）

区分 年度	県 計	墓 地	火 葬 場	納 骨 堂
平成30年度	2,307	2,241	33	33
平成29年度	2,306	2,241	33	32

(青森市及び八戸市を除く)

第25表 許可を要する食品関係営業施設数

業種	県民局	東青	中南	三八	西北	上北	下北	合計
平成29年度		685	6,545	2,723	3,603	5,072	2,076	20,704
平成30年度		661	6,537	2,625	3,599	5,070	2,082	20,574
飲食店営業	一般食堂・レストラン	82	897	269	454	716	307	2,725
	仕出し・弁当屋	18	222	47	148	65	67	567
	旅館	15	123	32	60	95	100	425
	臨時飲食店	90	665	546	331	673	210	2,515
	その他	110	1,830	347	789	1,276	467	4,819
	計	315	3,737	1,241	1,782	2,825	1,151	11,051
菓子製造業		39	554	281	311	354	107	1,646
乳処理業		0	1	2	2	2	1	8
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		0	4	2	1	3	1	11
集乳業		0	0	0	0	1	0	1
魚販類業	魚介類販売業	83	368	179	326	341	231	1,528
	臨時魚介類販売業	6	6	55	16	16	14	113
	計	89	374	234	342	357	245	1,641
魚介類せり売業		1	1		12	5	5	24
魚肉ねり製品製造業		0	1		11	3	0	15
食品の冷凍又は冷蔵業		10	22	9	8	28	13	90
缶詰又は瓶詰食品製造業		8	88	13	31	24	5	169
喫茶店営業		11	266	88	117	172	51	705
あん類製造業		1	4	2	4	5	1	17
アイスクリーム類製造業		9	107	40	85	70	28	339
乳販類業	乳類販売業	75	593	253	313	463	223	1,920
	臨時乳類販売業	0	2	3	0	1	1	7
	計	75	595	256	313	464	224	1,927
食肉処理業		0	11	13	7	23	0	54
肉販売業	食肉販売業	56	388	191	228	365	143	1,371
	臨時食肉販売業	2	7	6	8	14	10	47
	計	58	395	197	236	379	153	1,418
食肉製造業		0	5	9	3	7	1	25
乳酸菌飲料製造業		0	1	0	0	0	0	1
食用油脂製造業		0	0	4	1	5	1	11
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		3	19	29	37	26	3	117
醤油製造業		0	8	3	3	3	0	17
ソース類製造業		0	31	24	15	28	3	101
酒類製造業		0	18	4	4	4	4	34
豆腐製造業		2	8	18	18	24	6	76
納豆製造業		0	3	5	9	9	0	26
めん類製造業		4	23	33	10	31	20	121
そうざい製造業		34	161	95	200	183	52	725
添加物製造業		1	5	0	1	2	0	9
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		1	87	21	24	23	4	160
冰雪製造業		0	4	0	12	6	3	25
冰雪販売業		0	4	2	0	4	0	10

(青森市及び八戸市を除く)

第26表 許可を要しない食品関係営業施設数

業種	県民局	東青	中南	三八	西北	上北	下北	合計
平成29年度		230	2,637	697	1,401	1,387	834	7,186
平成30年度		229	2,643	694	1,415	1,387	832	7,200
給食施設	学校	3	33	14	24	8	22	104
	病院・診療所	2	42	8	6	20	10	88
	事業所	1	4	3	3	10	13	34
	その他	23	304	107	139	154	57	784
乳搾取業		0	7	0	3	16	0	26
食品製造業		20	225	12	220	34	39	550
野菜果物販売業		30	494	173	168	289	174	1,328
そうざい販売業		30	362	60	172	201	108	933
菓子販売業		30	591	102	229	373	159	1,484
食品販売業(上記以外)		50	474	125	286	210	187	1,332
添加物製造業		0	1	0	0	0	0	1
添加物販売業		10	48	21	80	10	30	199
冰雪採取業		0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装おもちゃ販売業		30	58	69	85	62	33	337

(青森市及び八戸市を除く)

第27表 食品関係営業許可新規・更新件数

業種	年 度			平成29年度
	計	新規	更新	
合計	2,822	1,531	1,291	3,910
合計(臨時を除く)	2,402	1,263	1,139	3,409
飲食店営業	一般食堂・レストラン	336	163	173
	仕出し・弁当屋	87	43	44
	旅館	31	12	19
	臨時飲食店	398	251	147
	その他	661	386	275
	計	1,513	855	658
菓子製造業	256	138	118	316
乳処理業	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0
乳製品製造業	0	0	0	2
集乳業	0	0	0	1
魚販介壳類業	魚介類販売業	235	121	114
	臨時魚介類販売業	12	11	1
	計	247	132	115
魚介類せり売業	3	1	2	8
魚肉ねり製品製造業	2	1	1	3
食品の冷凍又は冷蔵業	13	4	9	13
缶詰又は瓶詰食品製造業	22	13	9	39
喫茶店営業	127	63	64	97
あん類製造業	0	0	0	4
アイスクリーム類製造業	48	25	23	49
乳類販売業	乳類販売業	222	110	112
	臨時乳類販売業	1	1	0
	計	223	111	112
食肉処理業	7	2	5	6
肉食販賣業	食肉販売業	187	107	80
	臨時食肉販売業	9	5	4
	計	196	112	84
食肉製品製造業	3	2	1	4
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	0	0	1
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0
みそ製造業	13	3	10	16
醤油製造業	0	0	0	2
ソース類製造業	17	8	9	17
酒類製造業	0	0	0	13
豆腐製造業	6	1	5	17
納豆製造業	1	1	0	6
めん類製造業	14	5	9	26
そうざい製造業	93	44	49	139
添加物製造業	0	0	0	1
食品の放射線照射業	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	17	10	7	29
冰雪製造業	1	0	1	6
冰雪販売業	0	0	0	2

(青森市及び八戸市を除く)

第28表 魚介類行商及びアイスクリーム類行商登録状況

年度	種別	計	魚介類行商	アイスクリーム類行商
平成29年度		80件	16件	64件
平成30年度		65件	16件	49件

(青森市及び八戸市を除く)

第29表 食品関係営業施設監視状況（要許可）

県民局 業種	監視計画数	合計	東青	中南	三八	西北	上北	下北
平成29年度	9,920	11,178	406	3,314	1,221	1,873	2,910	1,454
平成30年度	9,594	9,745	313	2,773	943	1,939	2,502	1,275
飲食店営業	5,135	4,966	112	1,647	306	922	1341	638
菓子製造業	838	882	21	231	152	189	199	90
乳処理業	7	11		1	2	1	4	3
特別牛乳搾取処理業	0	0						
乳製品製造業	13	14		3	2	1	4	4
集乳業	1	0					0	
魚介類販売業	653	842	54	161	78	211	179	159
魚介類せり売業	24	17		2		8	4	3
魚肉ねり製品製造業	20	16		1		11	4	0
食品の冷凍又は冷蔵業	77	86	13	7	11	4	21	30
缶詰又は瓶詰食品製造業	87	95	0	43	1	24	18	9
喫茶店営業	231	239	2	68	44	37	67	21
あん類製造業	17	26		14	0	6	5	1
アイスクリーム類製造業	176.5	282	8	77	23	82	59	33
乳類販売業	638	696	35	179	97	98	191	96
食肉処理業	57	73		12	19	7	35	
食肉販売業	717	672	34	159	95	125	189	70
食肉製品製造業	25	36		8	14	2	9	3
乳酸菌飲料製造業	1	0		0				
食用油脂製造業	11	5		0	3		2	
マーガリン又はショートニング製造業	0	0						
みそ製造業	64	40		5	4	20	11	0
醤油製造業	10	7		2	0	2	3	
ソース類製造業	52	78		21	22	13	18	4
酒類製造業	11	14		4	2	1	3	4
豆腐製造業	44	48	0	7	5	12	21	3
納豆製造業	15	14	0	1	4	3	6	
めん類製造業	71	77	7	6	12	17	13	22
そうざい製造業	416	398	25	62	39	115	79	78
添加物製造業	9	3	1	0		0	2	
食品の放射線照射業	0	0						
清涼飲料水製造業	159	101	1	48	7	28	14	3
冰雪製造業	10	5		3		0	1	1
冰雪販売業	4	2		1	1		0	

(青森市及び八戸市を除く)

第30表 食品関係営業施設監視状況（許可不要）

県民局 業種	監視計画数	合計	東青	中南	三八	西北	上北	下北
平成29年度	2,136	4,039	149	958	1,046	414	829	643
平成30年度	2,662	3,841	199	895	596	851	802	498
給食施設	学校	85	108	4	30	11	27	11
	病院・診療所	47	40	2	14	5	4	12
	事業所	12	12	1			2	5
	その他	393	324	24	80	27	64	88
	小計	537	484	31	124	43	97	116
乳搾取業	7	0						
食品製造業	169	220	11	72	41	62	22	12
野菜果物販売業	333	485	30	126	79	95	97	58
そうざい販売業	234	503	30	113	79	99	113	69
菓子販売業	372	733	32	154	151	150	164	82
食品販売業（上記以外）	335	892	52	208	146	219	163	104
添加物製造業	1	0		0			0	
添加物販売業	51	237	6	47	24	67	41	52
冰雪採取業	0	0						
器具・容器包装おもちゃ販売業	86	287	7	51	33	62	86	48

(青森市及び八戸市を除く)

第31表 平成30年度流通食品の検査実施状況

		検査の内容										違反検体数	
		微生物検査			理化学検査						動物を用いる検査	放射性セシウム検査	
		検査検体数	細菌	ウイルス	その他	残留農薬	食品添加物	残留動物用医薬品	アレルギー物質	遺伝子組換え食品	その他		
食肉及び 食肉製品	食肉製品	7	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0
	非加熱食肉製品等	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生食用馬肉	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	牛、豚、鶏の 筋肉、腎臓及び肝臓	246	0	0	0	0	0	246	0	0	0	0	0
食鳥卵及び その加工品	鶏卵	13	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0
魚介類及び その加工品	生食用鮮魚介類	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ホタテガイ	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0
	魚類	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0
	魚肉練り製品	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	魚介類乾製品	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0
	すじこ・いくら・たらこ	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
菓子類	菓子（洋生菓子含む）	68	29	0	0	0	13	0	26	0	0	0	0
調理食品	弁当、調理パン、 そうざい、給食等	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳及び 乳製品	アイスクリーム類・氷菓	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発酵乳	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ナチュラルチーズ（ソフト又はセミハード）	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	牛乳等	7	7	0	0	0	0	7	0	0	7	0	0
穀類等及び その加工品	生めん、ゆでめん、乾めん、赤飯	30	23	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0
野菜等及び その加工品	野菜・果物	76	0	0	0	76	0	0	0	0	0	0	1
	漬物（浅漬含む）	30	22	0	0	0	7	0	1	0	0	0	0
	野菜水煮等	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
	大豆	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0
その他	清涼飲料水、シロップ、 しょう油、ドレッシング	21	7	0	0	0	7	0	1	0	6	0	0
	加工品、食パン、菓子パン	5	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0
	りんごジュース	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0
	冷凍食品	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		641	180	0	0	76	55	266	40	5	40	0	1

※1検体につき、複数項目検査している場合がある

第32表 食品衛生関係法令違反状況及び行政処分実施状況

区分 年度	食品衛生法													食品表示法第5条					違反件数	行政処分等内容		
	違反件数	違反内容				違反条項						行政処分等内容										
		表示	異物	規格基準	添加物	その他	法6条	法9条	法10条	法11条	法19条	法20条	法50条	法52条	その他	禁止	停止	廃棄	回収	整備改善	告発	その他
平成29年度	3	一	0	1	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1
平成30年度	4	一	0	1	0	3	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1

(青森市及び八戸市を除く)

第33表 食中毒発生状況

年 (1月～12月)	発生 件数	患者数 (人)	死者(再掲) (人)	病因物質				
				病原微生物	自然毒	化学物質	その他	不明
平成29年	4	47	0	3	1	0	0	0
平成30年	3	99	0	3	0	0	0	0

(青森市及び八戸市を除く)

第34表 食肉衛生検査所の名称及び所管区域

名 称	位 置	備 考
十和田食肉衛生検査所	十和田市	十和田市、むつ市、上北郡、下北郡、三戸郡
三沢支所	三沢市	三沢市
田舎館食肉衛生検査所	南津軽郡田舎館村	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡 西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡

第35表 と畜場設置状況

	と畜場名	所 在 地	許可年月日	開 設 者	一日当り 処理能力 大動物／小動物
十 和 田 食 肉 衛 生 檢 查 所	十和田食肉センター	十和田市	H 43. 9. 20	十和田地区食肉処理事務組合	100／1,200
	三沢市食肉処理センター	三沢市	H 8. 10. 1	三 沢 市	0／2,300
	日本フードパッカー株式会社青森工場	上 北 郡 おいらせ町	H 8. 4. 1	日本フードパッcker株式会社	50／1,500
	スター・ゼンミートプロセッサー株式会社青森工場三戸ヒーフセンター	三 戸 郡 三 戸 町	H 26. 12. 12	スター・ゼンミートプロセッサー株式会社	66／0
衛 生 舎 檢 館 食 肉	日本フードパッcker津軽株式会社	南津軽郡 田舎館村	H 26. 3. 20	日本フードパッcker津軽株式会社	20／500
	A T O 食肉センター	南津軽郡 田舎館村	H 28. 3. 18	有限会社小田桐産業	6／0

第36表 食鳥処理場設置状況（年間30万羽超処理施設）

	食鳥処理場名	所 在 地	許可年月日	設 置 者	鳥の種類
十 和 田 食 肉 衛 生 檢 查 所	1 日本ホワイトファーム株式会社東北食品工場	横 浜 町	H 6. 6. 15	日本ホワイトファーム株式会社	鶏
	2 株式会社阿部繁孝商店田子工場	田 子 町	H 4. 3. 27	株式会社阿部繁孝商店	鶏
	3 株式会社阿部繁孝商店五戸工場	五 戸 町	〃	〃	鶏
	4 プライフーズ株式会社細谷工場	三 沢 市	〃	プライフーズ株式会社	鶏
	5 株式会社ヤマショウフーズ青森工場	十和田市	H 26. 5. 28	株式会社ヤマショウフーズ	鶏
	6 有限会社石澤産業	階 上 町	H 5. 3. 26	有限会社石澤産業	鶏

第37表 認定小規模食鳥処理場設置状況（年間30万羽以下処理施設）

		食鳥処理場名	所在地	許可年月日	設 置 者	鳥の種類
十和田 食肉衛生 検査所	1	有限会社アイトク販売東北	南部町	H 4. 4. 9	有 限 会 社 アイトク販売東北	鶏 あひる (合鴨)
	2	農事組合法人銀の鴨	新郷村	H 29. 11. 28	農事組合法人銀の鴨	あひる (ブランズ鴨)
	3	青森シャモロック 食鳥処理場	五戸町	H 28. 5. 31	株式会社グローバル フィールド	鶏
田舎館 食肉衛生 検査所	1	おおわにシャモロックファーム	大鰐町	H 17. 10. 3	有限会社大鰐振興	鶏

第38表 と畜検査頭数及び検査結果に基づく措置

(単位：頭)

畜 種	年 度	と畜検査頭数	と畜検査の結果に基づく措置		
			禁 止	全部廃棄	一部廃棄
牛	28	24,733	0	141	12,305
	29	23,869	0	148	13,150
	30	23,131	0	195	12,026
とく	28	148	0	6	74
	29	102	0	5	62
	30	79	0	3	36
馬	28	1,203	0	3	424
	29	1,257	0	4	434
	30	1,194	0	2	340
豚	28	1,024,606	0	540	437,431
	29	1,060,254	0	689	467,554
	30	1,061,042	0	768	445,208
めん羊	28	54	0	0	16
	29	45	0	0	13
	30	62	0	0	16
山羊	28	6	0	0	1
	29	0	0	0	0
	30	0	0	0	0
計	28	1,050,750	0	690	450,251
	29	1,085,527	0	846	481,213
	30	1,085,508	0	968	457,626

第39表 平成30年度と畜検査の実績

名称	畜種 と畜場名	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
十和田食肉衛生検査所	十和田食肉センター	5,888	71	423	183,988	62	0	190,432
	日本フードパッカ一株式会社青森工場	7,391	4	0	334,306	0	0	341,701
	三沢市食肉処理センター	0	0	0	464,063	0	0	464,063
	スター・ゼン・ミートプロセッサー株式会社青森工場三戸ヒーフセンター	9,852	4	0	0	0	0	9,856
	計	23,131	79	423	982,357	62	0	1,006,052
田舎館食肉衛生検	日本フードパッカ一津軽株式会社	0	0	0	78,685	0	0	78,685
	A T O 食肉センター	0	0	771	0	0	0	771
	計	0	0	771	78,685	0	0	79,456
	合 計	23,131	79	1,194	1,061,042	62	0	1,085,508

第40表 食鳥検査羽数及び検査結果に基づく措置（年間30万羽超処理施設）

(単位：羽)

種類	年度	食鳥検査羽数	食鳥検査の結果に基づく措置		
			禁止	全部廃棄	一部廃棄
ブロイラー	28	56,879,393	628,809	744,688	3,141,932
	29	56,145,766	552,317	565,210	2,668,424
	30	55,385,945	740,044	480,572	2,293,051
成 鶏	28	5,780,695	7,931	76,086	22,441
	29	6,199,481	7,100	85,798	23,680
	30	6,519,395	20,745	93,673	32,720
計	28	54,594,480	407,776	704,160	2,746,608
	29	62,660,088	628,809	820,774	3,164,373
	30	61,905,340	760,789	574,245	2,325,771

第41表 平成30年度食鳥処理場別実績（年間30万羽超処理施設）

	食鳥処理場名	食鳥処理羽数	備考
1	日本ホワイトファーム株式会社東北食品工場	14,766,435	ブロイラー
2	株式会社阿部繁孝商店田子工場	11,533,529	"
3	株式会社阿部繁孝商店五戸工場	11,592,210	"
4	プライマーズ株式会社細谷工場	17,493,771	"
5	株式会社ヤマショウフーズ青森工場	4,898,064	成 鶏
6	有限会社石澤産業	1,621,331	"
	合 計	61,905,340	

第42表 認定小規模食鳥処理業者における確認状況（年間30万羽以下処理施設）

(単位：羽)

種類	年度	食鳥確認羽数	法第19条に基づく措置		
			禁 止	全部廃棄	一部廃棄
成鶏	28	124,780	0	470	0
	29	117,985	0	543	0
	30	73,004	0	454	0
フランス鴨	28	1,120	0	0	0
	29	760	0	0	0
	30	2,490	0	0	0
シャモロック	28	63,636	0	536	3,857
	29	56,619	0	156	1,995
	30	54,648	0	349	1,277
計	28	189,536	0	1,006	3,857
	29	175,364	0	699	1,995
	30	130,142	0	803	1,277

第43表 平成30年度認定小規模食鳥処理場別の確認実績

		食鳥処理場名	食鳥確認羽数	備考
衛生和検査食所肉	1	有限会社アイトク販売東北	73,004	成鶏
	2	農事組合法人銀の鴨	2,490	フランス鴨
	3	青森シャモロック食鳥処理場	38,146	シャモロック
衛生和検査食所肉	1	おおわにシャモロックファーム	16,502	シャモロック
		合 計	130,142	

第44表 狂犬病予防事業実績

(単位：頭)

区分	新規登録数	登録実数	狂犬病予防 注射数	捕獲数	返還数	殺処分頭数
平成28年度	2,664	39,270	33,612	206	153	124
平成29年度	2,432	37,894	32,491	188	131	125
平成30年度	2,385	36,397	31,541	154	108	110

(青森市及び八戸市(平成29年1月1日以降)を除く)

第45表 特定動物の許可の状況

年度	区分	許可件数
平成28年度		15
平成29年度		14
平成30年度		17

第46表 動物の適正管理指導状況

(単位：件)

年度	区分	犬					犬・猫
		加害届	被害届	措置命令	告発	調査回数	
平成28年度		27	29	0	0	16	771
平成29年度		20	16	0	0	21	606
平成30年度		20	20	0	0	18	635

(青森市及び八戸市(平成29年1月1日以降)を除く)

第47表 犬及び猫の引取並びに死傷動物の収容状況

(単位:頭)

区分 年度	引 取 数			収 容 数			計
	犬	猫	計	犬	猫	その他	
平成28年度	170	530	700	18	51	11	80
平成29年度	151	636	787	15	119	20	154
平成30年度	154	472	626	20	133	21	174
	(青森市及び八戸市(平成29年1月1日以降)を除く)						

第48表 動物愛護センターにおける動物の処分状況(焼却)

(単位:頭)

区分 年度	犬	猫	その他	処分数
平成28年度	150	764	14	928
平成29年度	179	936	33	1148
平成30年度	137	765	15	917

(青森市及び八戸市を含む)

第49表 動物愛護センターにおける譲渡の状況

(単位:頭)

年度	区分	犬	猫	計
平成28年度		129	113	242
平成29年度		104	83	187
平成30年度		116	112	228

(青森市及び八戸市を含む)

第50表 化製場等の施設数

区分 年度	死亡獣畜取扱場	化製場	法第8条準用施設
平成28年度	12	6	17
平成29年度	11	3	8
平成30年度	11	3	8

(青森市及び八戸市(平成29年1月1日以降)を除く)